

---

中土佐町第 4 期障害者計画  
中土佐町第 6 期障害福祉計画  
中土佐町第 2 期障害児福祉計画

---

～ともに生きるまち～

令和 3 年 3 月  
中土佐町

## ごあいさつ

中土佐町では、平成19年3月に「中土佐町障害者計画及び障害福祉計画（第1期）」を策定して以来、「ともに生きるまち」をスローガンに掲げ、だれもが安心して暮らすことのできるまちづくりの実現をめざし、様々な障害者施策に取り組んできたところです。

国におきましては、平成30年4月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が一部改正され、障害のある方が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実に向けた取り組みが進められています。

この度、中土佐町におきましても、こうした国の制度見直しの基本的な考え方に基づき、更なる施策の充実を図るためこれまでの施策の進捗評価や新たな課題等の分析、検討を行いました。今回の計画では、多様なニーズに対応した障害福祉施策を展開するため、「地域共生社会の推進」「権利擁護支援の充実」「総合的な地域生活支援」「子どもへの支援の充実」「雇用・就労支援の促進」「保健・医療の充実」「生活環境の整備」を基本目標と定め、PDCAサイクルに基づいた計画の進行管理を行っていきます。

また、本計画は障害のある人をはじめ、すべての町民の福祉の向上を実現することを目的としておりますので、「中土佐町総合振興計画」や「中土佐町地域福祉計画」等と相互に連携しながら、町民の皆様と行政、関係機関や団体等が協働して、お互いの役割を担いながら積極的に取り組んでいかなければならないと考えております。

中土佐町ではこれらの計画に則り、「ともに生きるまち」の実現に向け、施策・事業の推進に努めてまいりますので、町民の皆様の一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

終わりに、本計画策定にあたり、貴重なご意見、ご提言、ご尽力をいただきました「中土佐町障害者計画及び障害福祉計画策定委員会」の皆様をはじめ、アンケート調査及びヒアリング調査にご協力をいただきました多くの皆様に心から感謝申し上げます。

令和3年3月



中土佐町長 池田 洋光

# 目次

## 第1章 計画の概要

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 障害福祉に関する制度・施策の変遷・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 計画の性質・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4 計画の期間等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

## 第2章 障害者を取り巻く現状

- 1 人口の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 障害のある人の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 3 調査の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 4 第3期障害者計画の評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

## 第3章 中土佐町第4期障害者計画

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 2 施策体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- 3 重点施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 4 基本目標1 地域共生社会の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- 5 基本目標2 権利擁護支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
- 6 基本目標3 総合的な地域生活支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
- 7 基本目標4 子どもへの支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
- 8 基本目標5 雇用・就労支援の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
- 9 基本目標6 保健・医療の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
- 10 基本目標7 生活環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56

## 第4章 中土佐町第6期障害福祉計画

- 1 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60
- 2 障害福祉サービスと地域生活支援事業について・・・・・・・・・・・・・ 62
- 3 第6期の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63
- 4 障害福祉サービスの実績と見込み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70
- 5 地域生活支援事業の実績と見込み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79

## 第5章 中土佐町第2期障害児福祉計画

- 1 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 94
- 2 障害児福祉サービス・・・・・・・・・・・・・・・・ 95
- 3 第2期の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 96
- 4 障害児福祉サービスの実績と見込み・・・・・・・・ 100

## 第6章 計画の推進

- 1 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 104
- 2 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 105

## 資料編

- 1 高幡圏域におけるサービス基盤整備計画・・・・・・・・ 107
- 2 中土佐町保健福祉に関する諸計画策定のための  
委員会設置条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 116
- 3 中土佐町障害福祉計画等策定委員会委員名簿・・・・・・・・ 118
- 4 計画策定の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 119

# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

中土佐町では、平成30年3月に「中土佐町第3期障害者計画」の中間見直し、「中土佐町第5期障害福祉計画」及び「中土佐町第1期障害児福祉計画」を策定し、「ともに生きるまち」を基本理念に掲げ、障害のある人もない人も互いに認め合いながら住み慣れた地域で暮らし続ける地域共生社会の構築と障害福祉サービスの提供体制の確保に努めてきました。

前計画の策定以降、国では、平成30年4月に「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」が一部改正され、雇用義務の対象の拡大、合理的配慮の提供の義務化、差別の禁止を定め、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の改正では、障害者の望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する一層の充実や、高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用促進、また障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応の拡充を図ることとされました。同年6月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行、令和元年6月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」が施行され、障害者の社会参画の環境を整えています。

本町では障害のある方を取り巻く状況の変化に対し、障害者手帳所持者を対象にアンケート調査の実施、団体等へのヒアリング調査を進め、地域課題の把握に努めてまいりました。障害者や家族の高齢化等に伴う福祉サービスのニーズの多様化・複雑化への対応等、障害者支援においても新しいニーズを考慮した施策が求められています。これらの状況を踏まえ、障害者（児）福祉を充実させるために、「中土佐町第4期障害者計画」、「中土佐町第6期障害福祉計画」及び「中土佐町第2期障害児福祉計画」を策定します。

### ◇「障害」の表記について

「障害」の表記については様々な主体がそれぞれの考えに基づき、独自の表記を行っています。町では、社会モデルの考え方から社会に存在する障害物や障壁を改善又は解消することが必要であるとし、引き続き現状の「障害」の表記を用いることとします。

※社会モデル：障害者が受ける社会的不利益はその人個人の問題だとする「医学モデル」に対して、社会の障壁に着目して、障害者が受ける社会的不利益は社会の問題だとする考え方。

## 2 障害福祉に関する制度・施策の変遷



### 3 計画の性質

本計画は「障害者基本法」の規定に基づき、障害者関係団体、NPO等民間団体、事業者団体、地方公共団体等との連携・協力を得て、障害者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障害者の自立と社会参加を促進するために策定する障害者のための施策に関する基本的計画（＝障害者計画）と、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の規定に基づいたサービス提供体制の確保に関する計画（＝障害福祉計画）及び「児童福祉法」の規定に基づいて作成するサービス提供体制の確保に関する計画（＝障害児福祉計画）を合わせ、相互に調和のとれた計画として策定するものです。また、国及び高知県の障害者計画と整合性を図り、基本的考え方等において統一性をもつものです。

#### ◎障害者計画（障害者基本法）

##### 第11条

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

#### ◎障害福祉計画（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

- ・ 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・ 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- ・ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 等

#### ◎障害児福祉計画（児童福祉法）

第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

- ・ 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・ 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

## 4 計画の期間等

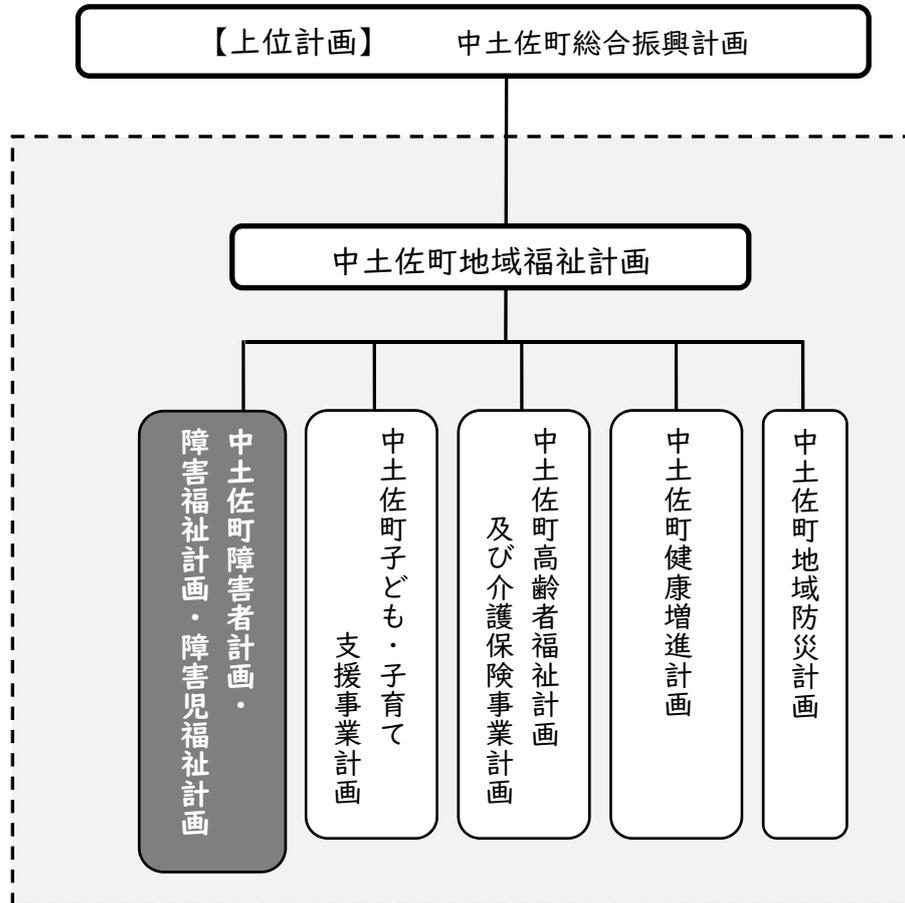
### (1) 計画の期間

「障害者計画」は、令和3年度から令和8年度までの6年間、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」は、令和3年度から令和5年度までの3年間の計画とします。

年度 (平成・令和)	27	28	29	30	31 元	2	3	4	5	6	7	8
西暦	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
障害者 計画	中土佐町 第3期障害者計画						中土佐町 第4期障害者計画					
	➔											
障害福祉 計画	中土佐町 第4期障害福祉計画		中土佐町 第5期障害福祉計画			中土佐町 第6期障害福祉計画			次期計画			
	➔											
障害児福祉 計画				中土佐町 第1期障害児福祉計画			中土佐町 第2期障害児福祉計画			次期計画		
	➔											

## (2) 他の計画との関連

本計画の策定にあたっては、「中土佐町総合振興計画」、「中土佐町地域福祉計画」を上位計画とし、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「中土佐町子ども・子育て支援事業計画」等の関連計画との調和を図ります。



## 第2章 障害者を取り巻く現状

### 1 人口の推移

#### (1) 人口の推移

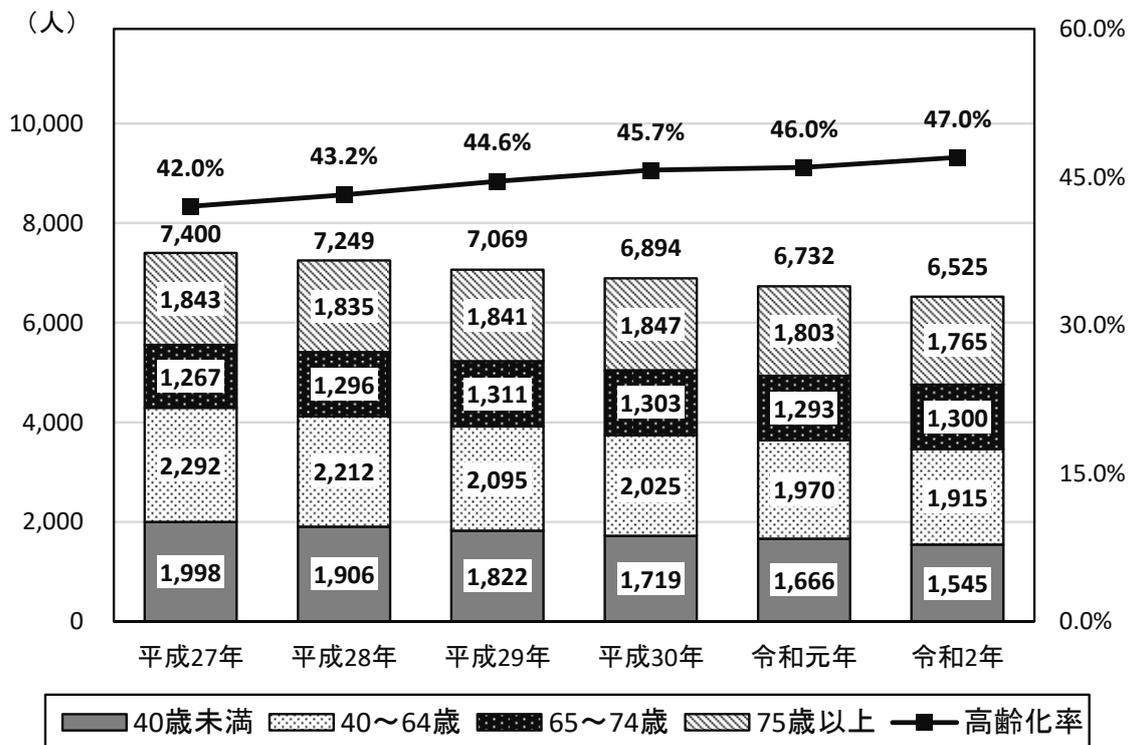
本町の総人口は減少傾向にあり、令和2年では6,525人と、平成27年の7,400人から5年間で875人減少しています。年代別に見ると、すべての年代で減少傾向にあります。

高齢者人口（65歳以上）は、平成29年を境に減少しており、令和2年では3,065人となっています。高齢化率は年々上昇し、令和2年では47.0%となっています。

■ 人口と高齢化率の推移

単位：人、%

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
総人口	7,400	7,249	7,069	6,894	6,732	6,525
40歳未満	1,998	1,906	1,822	1,719	1,666	1,545
40～64歳	2,292	2,212	2,095	2,025	1,970	1,915
65～74歳	1,267	1,296	1,311	1,303	1,293	1,300
75歳以上	1,843	1,835	1,841	1,847	1,803	1,765
高齢化率	42.0	43.2	44.6	45.7	46.0	47.0



【資料】 中土佐町住民基本台帳（各年9月30日現在）

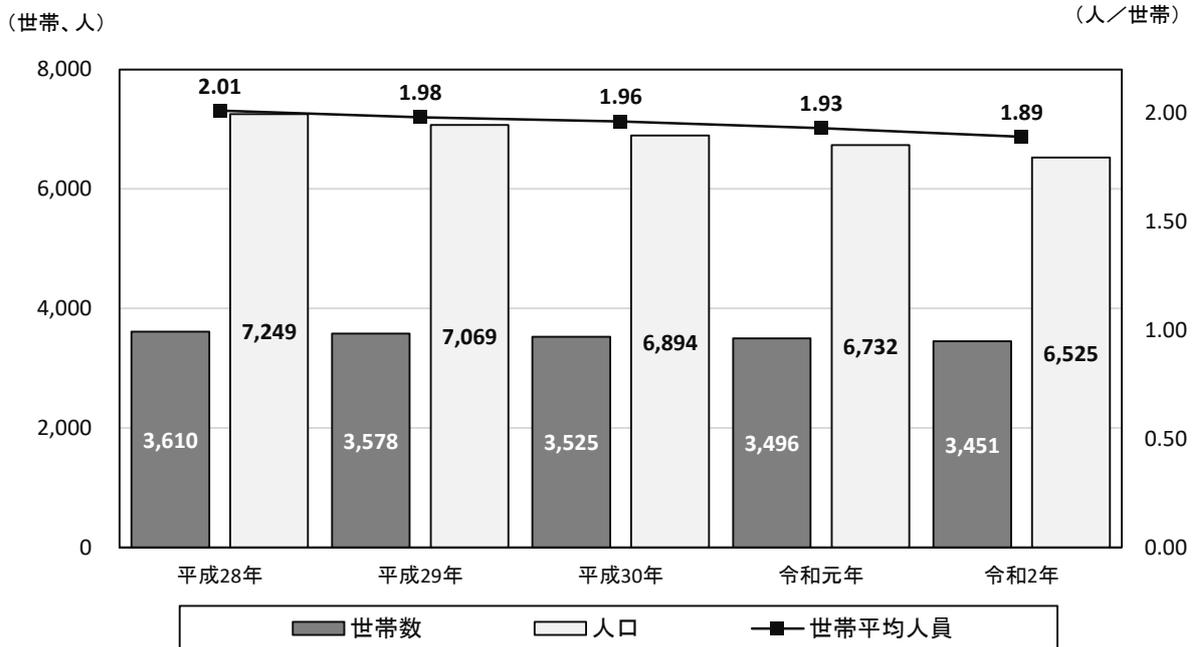
## (2) 世帯の推移

世帯数もゆるやかな減少傾向にあり、平成28年と令和2年を比べると、159世帯が減少し、令和2年では3,453世帯でした。世帯の平均人員もゆるやかに減少しています。

## ■ 人口と世帯数の推移

単位：人

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
世帯数	3,610	3,578	3,525	3,496	3,451
人口	7,249	7,069	6,894	6,732	6,525
世帯平均人員	2.01	1.98	1.96	1.93	1.89



【資料】中土佐町住民基本台帳（各年9月30日現在）

## 2 障害のある人の現状

### (1) 障害者手帳所持者の推移

障害者（児）手帳を所持している町民は、令和2年3月末現在572名で、手帳所持者の約8割が身体障害者（児）手帳を所持している方となっています。

#### ■ 手帳所持者の推移

単位：人、%

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
身体障害者手帳	467	456	447	444	446
療育手帳	61	65	63	61	63
精神障害者 保健福祉手帳	55	57	56	58	63
手帳所持者合計	583	578	566	563	572
手帳所持者合計／総人口	7.96	8.08	8.12	8.25	8.63

【資料】中土佐町（各年3月31日現在）

### (2) 身体障害者（児）の状況

身体障害者（児）手帳は、身体に一定の障害がある方が、各種の福祉サービスを受けるために必要な手帳で、障害の種類と程度により1級から6級まで区分されています。65歳以上の方が8割を占めており、障害種類別では肢体不自由と内部障害で約8割を占めています。

#### ■ 身体障害者手帳所持者の推移（年齢別）

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
0～17歳	3	4	4	4	5
18～64歳	92	83	69	66	68
65歳以上	372	369	374	374	373
手帳所持者合計	467	456	447	444	446

【資料】中土佐町（各年3月31日現在）

## ■ 身体障害者手帳所持者の推移（等級別）

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1級	160	155	154	151	153
2級	71	66	65	63	64
3級	87	89	90	90	86
4級	105	102	95	100	102
5級	28	27	26	23	25
6級	16	17	17	17	16
合計	467	456	447	444	446

【資料】中土佐町（各年3月31日現在）

## ■ 身体障害者手帳所持者の推移（障害の部位別）

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
視覚障害	28	28	27	26	30
聴覚・平衡機能障害	38	34	33	32	31
音声・言語・ そしゃく機能障害	8	8	7	8	7
肢体不自由	235	227	222	213	203
内部障害	158	159	158	165	175
合計	467	456	447	444	446

【資料】中土佐町（各年3月31日現在）

## ■ 自立支援医療受給者の推移

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
更生医療 <sup>※1</sup>	17 (33)	21 (33)	18 (42)	17 (39)	16 (33)

※（）内は年間を通じた人数

【資料】中土佐町（各年3月31日現在）

○更生医療<sup>※1</sup>

身体障害者手帳の交付を受けた方が、日常生活や社会生活を容易にするため、障害を軽減したり、機能回復させたりするための医療を受けることができる制度のこと。

## (3) 知的障害者（児）の状況

療育手帳は、知的障害のある方が、各種の福祉サービスを受けやすくするために必要な手帳です。都道府県で実施要綱を定めており、障害程度は都道府県により異なります。高知県で療育手帳の交付判定の対象となる人は、おおむね18歳以前より言葉の発達や学習の理解に遅れがある（あった）人で、本人等の申し立てのみでなく、客観的な文書・資料により確認できるものとなっています。

年齢別、程度別でも大きな増減はなく推移しています。

## ■ 療育手帳所持者の推移（年齢別）

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1～17歳	7	9	9	8	8
18～64歳	45	45	43	41	43
65歳以上	9	11	11	12	12
手帳所持者合計	61	65	63	61	63

【資料】中土佐町（各年3月31日現在）

## ■ 療育手帳所持者の推移（程度別）

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
最重度A1	12	11	11	11	11
重度A2	8	8	7	7	9
中度B1	17	18	17	16	15
軽度B2	24	28	28	27	28
合計	61	65	63	61	63

【資料】中土佐町（各年3月31日現在）

## (4) 精神障害者（児）の状況

精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障害の状態にある方が、各種の福祉サービスを受けやすくするために創設され、障害の程度に応じて重度のものから1級から3級に区分されています。

年齢別では18～64歳の方が約6割を占め、65歳以上の方と合わせて年々微増しています。手帳所持者は平成21年度から10年間で40人増加しています。

## ■ 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移（年齢別）

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
0～17歳	0	0	1	1	0
18～64歳	41	42	40	38	41
65歳以上	14	15	15	19	22
手帳所持者合計	55	57	56	58	63

【資料】中土佐町（各年3月31日現在）

## ■ 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移（等級別）

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1級	5	4	3	5	6
2級	37	42	43	42	40
3級	13	11	10	11	17
合計	55	57	56	58	63

【資料】中土佐町（各年3月31日現在）

## ■ 自立支援医療受給者の推移

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
精神通院医療 <sup>※1</sup>	92	101	97	102	109

【資料】中土佐町（各年3月31日現在）

○精神通院医療<sup>※1</sup>

外来、投薬、デイケア、訪問介護等の精神疾患の治療にかかる医療費を軽減する公的制度のこと。

## (5) 難病患者などの状況

難病にかかる医療費の助成制度には「特定医療費（指定難病）」があります。原因が不明で治療法が確立していない希少な疾病で、長期にわたり療養を必要とする難病のうち、厚生労働大臣が指定した「指定難病」にかかり、認定基準を満たした方の医療費を公費で負担する制度です。

受給者証の交付数は年々減少していますが、認定基準を満たさない難病患者もいると考えられるものの、実態把握が難しい状況です。

（令和元年7月時点：333 疾病が対象）

■ 特定医療費（指定難病）受給者の推移（各年度実数）

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
特定医療費 （指定難病）受給者	89	89	82	75	74

【資料】高知県健康対策課

## (6) 障害支援区分の状況

障害の多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものです。6段階に分類され、区分6が必要とされる支援の度合いが最も高くなります。必要とされる支援の度合いに応じて適切なサービスが利用できるように導入されています。

年度毎に変動しており、令和元年度では、区分2～4の方が大半を占めています。

■ 障害支援区分認定者の推移

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
区分1	1	1	1	0	0
区分2	3	5	5	4	7
区分3	4	5	5	5	4
区分4	0	7	3	0	5
区分5	1	3	0	4	1
区分6	4	1	6	3	1
総数	13	22	20	16	18

【資料】中土佐町（各年3月31日現在）

## (7) 保育所での支援状況

町内3か所の保育所において支援が必要な子どもに対して、加配保育士<sup>※1</sup>を配置しています。過去数年は横ばい傾向でしたが、平成30年度より取り組んでいるワンステップ教育支援事業<sup>※2</sup>の取り組みにより、子どもの特性に応じた適切な支援が行えるように、令和元年度では対象児・加配保育士が増加となっています。

## ■ 保育所での支援状況

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
対象児数	2	3	2	2	5
加配職員数	2	3	2	2	5

【資料】中土佐町（各年3月31日現在）

## (8) 特別支援学校・特別支援学級等の状況

特別支援学校の在籍者数は過去3年間で増加しています。町外への通学になりますが、専門的支援により、個人の障害にあった細やかな指導が受けられる教育環境を選択する保護者が増えていることが考えられます。

特別支援学級の在籍者数は年度により増減はありますが、町外の特別支援学校へ進学をされる方もいるため、やや減少傾向となっています。

## ■ 特別支援学校の中土佐町民在籍者数

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
小学部	0	0	1	1	2
中学部	1	2	2	2	3
高等部	4	2	4	5	6
合計	5	4	7	8	11

【資料】中土佐町（各年5月1日現在）

## ■ 特別支援学級の在籍者数

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
小学校	7	7	7	8	7
中学校	5	7	5	3	3
合計	12	14	12	11	10

【資料】中土佐町（各年5月1日現在）

○加配保育士<sup>※1</sup>

保育所において、規定数の保育士に加え、支援が必要な子どもが他の子どもと同じように保育所生活を送ることができるように個別の配慮を行い、生活を手助けする保育士のこと。

○ワンステップ教育支援事業<sup>※2</sup>

子どもの発達や発達障害などの発達課題を早期に発見し対応するため、専門相談員が保育所を訪問し、職員等に対して子どもの特性に応じた適切な指導及び支援の方法等についての助言を行う事業のこと。

(9) 障害児における医療費助成

育成医療とは、18才未満の方で、身体に障害があるか、そのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患の医療費を公費で負担するものです。

小児慢性特定疾病児童等への医療費助成については、18歳未満の方で、厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病にかかり一定の症状がある方を対象に医療費を公費で負担するものです。現在町内には2人受給者がいます。

(令和元年7月時点：762疾病が対象)

■ 自立支援医療受給者の推移

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
育成医療	0 (1)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (1)

※( )内は年間を通じた人数

【資料】中土佐町(各年3月31日現在)

■ 小児慢性特定疾病医療費助成受給者の推移(各年度実数)

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
小児慢性特定疾病受給者	0	0	2	2	2

【資料】高知県健康対策課

(10) 各種手当等の受給状況

特別児童扶養手当受給者は平成28・29年度を境に減少傾向に転じています。

■ 各種手当受給者等の推移

単位：人

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
特別障害者手当 <sup>※1</sup>	受給者数	6	6	5	7	4
障害児福祉手当 <sup>※2</sup>	受給者数	1	1	1	1	2
特別児童扶養手当 <sup>※3</sup>	受給者数	18	19	19	17	16
心身障害者扶養 共済制度 <sup>※4</sup>	加入者数	14	11	11	10	10
	受給者数	3	4	4	4	4

【資料】中土佐町(各年3月31日現在)

○特別障害者手当<sup>※1</sup>

著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要としている人に支給される手当。

○障害児福祉手当<sup>※2</sup>

重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要としている児童に支給される手当。

○特別児童扶養手当<sup>※3</sup>

中度以上の障害のある児童の保護者に支給される手当。

○心身障害者扶養共済制度<sup>※4</sup>

保護者が一定の掛け金を納付することにより、保護者が死亡又は重度の障害になった場合に障害児・者に終身一定額の年金が支給される制度のこと。

## (11) 障害者の就労関係

中土佐町内にある就労継続支援 B 型事業所「鰹乃國の萬屋」の平均工賃は、県下の平均工賃と比べると高い状況が続いています。

また、須崎市にある「障害者就業・生活支援センターこうばん<sup>※1</sup>」では、就業及びそれに伴う日常生活上の支援が必要な障害者に対し、相談対応や職場・家庭訪問を実施しています。

## ■ 就労継続支援 B 型事業所の 1 か月の平均工賃

単位：円

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
高知県	19,694	19,889	20,005
中土佐町 (鰹乃國の萬屋の利用者)	23,947	25,005	27,484

【資料】高知県

## ■ 障害者就業・生活支援センターこうばんにおける中土佐町の利用実績

単位：人

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用者数	26	32	31

【資料】障害者就業・生活支援センターこうばん

○障害者就業・生活支援センター<sup>※1</sup>

「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」にもとづき、18歳以上で精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、身体障害者手帳の所持者で、一般就労を希望、またはすでに一般就労されている人を対象に、障害者の就業や生活面における各種の相談支援等の拠点のこと。

### 3 調査の概要

障害者の日ごらの生活状況と将来の希望等を把握し、中土佐町第4期障害者計画及び第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画策定の基礎資料とすることを目的に、アンケート及びヒアリング調査を実施しました。

#### (1) アンケート調査の概要

項目	アンケート調査
調査対象者	・ 障害者手帳所持者及び、特別児童扶養手当受給者（保護者）、障害者手帳を所持しない障害福祉サービス利用者、自立支援医療（精神通院医療）受給者
調査時期	令和2年9月4日～9月23日
配布回収	・ 配布数 491件 ・ 有効回収数 269件 ・ 有効回収率 54.8%
調査方法	・ 全数調査 ・ 配布方法 郵送配布、回収、一部訪問調査

#### (2) アンケート調査結果の概要

##### ①日常生活の中で必要な介助・支援について

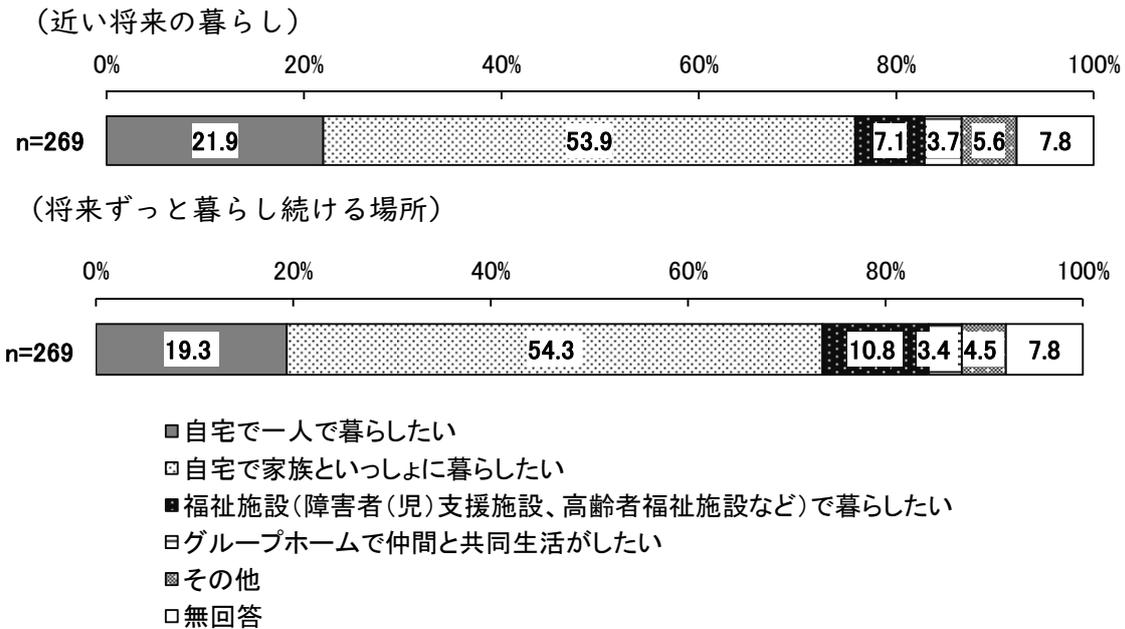
全体的にみると、「外出（買い物・通院等）」「洗濯・炊事等の家事」が約3割を占めています。

障害別にみると、療育手帳所持者で「お金の管理」が約7割と最も高く、「洗濯・炊事等の家事」が6割、「外出（買い物・通院等）」「薬の管理」が約5割となっています。

②希望する住みかについて

全体的にみると、近い将来（1～3年後）及びずっと暮らし続ける場所（終の住処）として希望しているのは、「自宅」でした。そのうち、自宅で1人暮らしをしたい方が2割、家族といっしょに暮らしたい方が5割となっています。

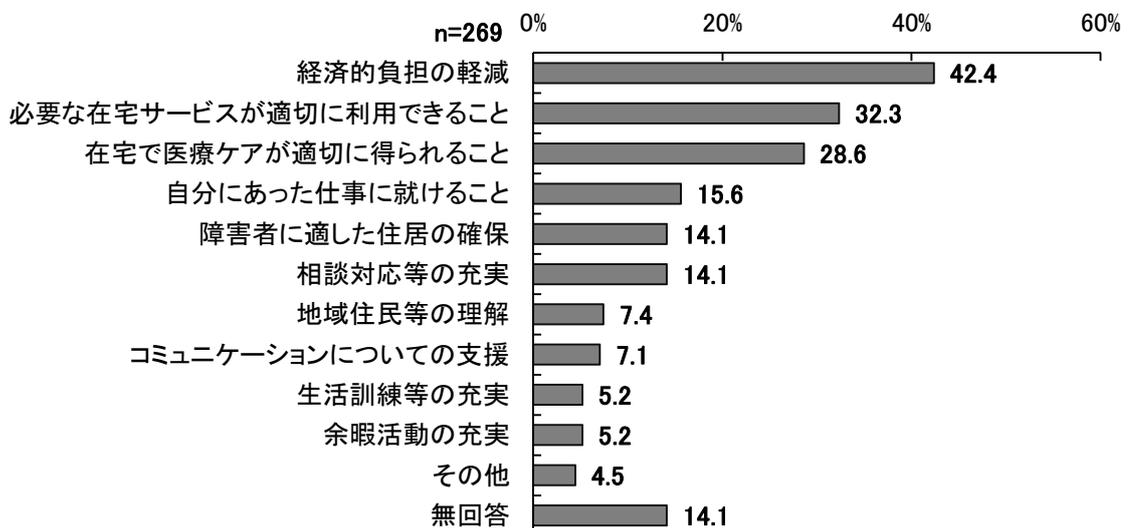
将来ずっと暮らし続ける場所（終の住処）について、障害別では、療育手帳所持者の方の「自宅で1人暮らし」と「福祉施設で暮らしたい」を選んだ方の割合がほかの障害種別より多い状況でした。



希望する暮らしを送るための支援について、障害別にみると、身体障害者手帳所持者では、「経済的負担の軽減」、「在宅で医療ケアが適切に得られること」、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が上位に挙げられています。

療育手帳所持者では、「自分にあった仕事に就けること」、「経済的負担の軽減」、「地域住民等の理解」が上位に挙げられています。

精神障害者保健福祉手帳所持者では、「経済的負担の軽減」、「自分にあった仕事に就けること」が上位に挙げられています。



### ③外出時に困ること

外出時に困ることについて、「公共交通機関（バス・汽車等）の便が少ない、接続が悪い」が挙げられており、「通院で困っていること」としても最も多く挙げられています。

### ④保育・療育・教育について

子育てに関して困難と感ずることについて、「緊急時に子どもを預かってくれるサービス事業所がない」、「子どもの特性を理解し、伸ばしてくれる教育や指導の場が近くにない」、「日常的に子どもを預かってくれるサービス事業所がない」、「公的な保障（医療費や扶助費、税の控除）が十分でない」が挙げられています。

今後、充実してほしいサービスについて、「子どもの病状や心身の状態について安心して相談できる体制」が5割、「日常的スキルやストレス対応、社会的なスキルなどを見につけるサポートをしてくれるところ」約4割と上位に挙げられています。

保育・教育環境についての要望について、「障害の内容・程度にあった保育・教育の充実」と「保育所、小学校、中学校、高等学校などにおける支援の引継ぎや連携」が5割となっています。

### ⑤権利擁護について

日常生活で差別を受けた経験について、「ある」の割合が「身体障害者手帳」では1割、「療育手帳」では2割、「精神障害者保健福祉手帳」では3割の経験があります。

どこで差別を感じたかについて、上位から「外出先の店舗等」、「住んでいる地域」、「役所や公共施設」、「職場」、「余暇(行事やイベントを含む)を楽しむとき」が挙げられています。

成年後見制度の認知について、「言葉や内容も知らない」が4割弱、「言葉も内容も知っている」と「言葉を聞いたことがあるが、内容は知らない」の合計が5割弱となっています。

平成26年調査に比べて、「言葉も内容も知っている」、「言葉を聞いたことがあるが、内容は知らない」がともに1割弱増加となっています。

### ⑥防災について

災害時の避難環境について、「避難できる」が5割でしたが、「わからない」が3割弱ありました。

平成26年調査と比べて、「避難できる」が1割強増加で、「避難できない」が2割強減となっています。

避難訓練に参加していない理由について、「障害の程度や体調により、参加を見合わせている」「訓練の案内(情報)がない」「訓練の必要性を感じない」となっています。

避難時や避難所生活で不安に思うことについて、「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」、「安全なところまで、迅速に避難することができない」、「避難所生活でプライバシーが守られるか不安」が挙げられています。

## (3) ヒアリング調査の概要

項目	ヒアリング調査
調査対象団体等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会福祉法人 中土佐町社会福祉協議会</li> <li>・ 障害者団体 6団体 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中土佐町社会福祉協議会</li> <li>・ 社会福祉法人明成会</li> <li>・ 中土佐町障害者協議会</li> </ul> </li> <li>・ 特定非営利活動法人STEP ONE</li> <li>・ 株式会社 三葉</li> <li>・ 社会福祉法人カルスト会</li> </ul>
調査時期	令和2年9月14日～9月25日
調査方法	面談による聞き取り

## (4) ヒアリング調査結果の概要

## ①一般就労への移行について

- ・ 事業所への通所を生きがいに感じている方々は、就労のステップアップにつながりづらくなります。就労のステップアップとして、就労継続支援 A 型事業所を利用しても、中には就労継続支援 B 型に戻る人もいます。
- ・ 精神障害の人は一般就労に結びつきやすいですが、病状の安定が問題となります。

## ②成年後見人制度等について

- ・ 主に高齢者の日常生活自立支援事業の利用が増えており、今後、成年後見へ移行する人が増えることが予測されます。市民後見人は、将来的に検討しており、ニーズがあれば実施します。
- ・ 親が認知症で子が精神障害のケースや日常生活自立支援制度で対応している知的障害のケースは、今後成年後見が必要と推測されます。

## ③見守り活動について

- ・ 地域住民が日頃の会話での見守りや、回覧板、散歩中の見守り等公的サービスでできない部分を担っています。しかし、担い手が高齢化していることが問題であり、次の受け皿を作り、顔の見える関係の継続を目指しています。
- ・ 災害時はそれぞれがどう動くかが問題となるため、日頃からのつながりづくりが大切になり、地域の困りごと、困窮している人に気付く住民を増やすことが課題となっています。

④障害（主に精神障害）のある人の地域移行について

- ・本人が退院を希望しても家族の受け入れが難しい場合が多々あります。緊急時等の対応が不安で、退院できない人がいます。障害のある人の退院後の行き先が少ないため安心して過ごせる場所の整備が必要となります。

⑤障害のある人を取り巻く状況について

- ・目に見えない障害のある人への住民の接し方が分かりづらいという住民からの声で、障害者理解のため、目に見えない障害（知的、精神、発達障害）について勉強会を行っています。
- ・家族の高齢化や親亡き後は課題だと支援者が感じて、今の生活への心配や保護者や本人はまだ必要ないと思っている人が多くいます。
- ・グループホームが町内にないため、どこかに入所する場合は住み慣れた場所から離れなくてはならず、離れたくないという人もいます。

## 4 第3期障害者計画の評価

### (1) 第3期障害者計画の評価

第4期障害者計画策定にあたり、取り組み等の現状把握・評価を行いました。

#### ■ 評価について

① 個別事業の目的と施策の方向の内容の合致性と推進の状況

② 個別事業の推進の状況

上記二点について、各課のヒアリング結果から判定をしました。

凡例 ◎：実行し効果が得られた。町として継続が必要な事業。

○：実行したが、さらに効果が得られるように検討し、今後も取り組む事業。

△：現在は実行していない。今後取り組むために検討が必要。

基本理念	基本目標	施策目標	施策の方向	評価
と も に 生 き る ま ち	1 理解と交流の促進	(1) 交流・ふれあいの場の充実	①交流の場の充実	◎
			②移動するための支援	◎
			③団体の育成と支援	◎
		(2) 福祉教育の推進	①学校・家庭・地域における福祉教育の推進	◎
		(3) 地域福祉とボランティア活動の推進	①ボランティアの育成、ボランティア活動への支援	◎
	2 総合的な地域生活支援	(1) 在宅サービス等の充実	①訪問系サービスの充実	○
			②日中活動の場の確保と支援	○
			③短期入所の充実	○
			④高齢の障害者への生活支援	◎
			⑤日中一時支援及びその他の日常生活支援の充実	○
			⑥移動支援の充実	◎
			⑦補装具、日常生活用具等の給付	◎
			⑧難病などに対する支援	○
		(2) 居住支援の充実	①居住系サービスの充実	◎
		②地域生活への移行促進	◎	
		(3) サービスの質の向上	①福祉人材の育成と確保	○
		②障害者に関わる専門従事者の連携強化	◎	
		(4) 相談支援体制の充実	①地域の相談支援体制の充実	◎
	3 日常生活環境の整備	(1) 福祉のまちづくりの推進	①ユニバーサルデザイン化の推進	◎
		(2) 生活・交通環境整備の促進	①町営住宅の整備	○
			②障害者にやさしい家づくり	○
③住まいに関する相談や紹介をする窓口の整備			○	
④交通環境の整備と安全の確保			◎	
(3) 防災・防犯対策の推進		①南海トラフ地震等災害への備え	◎	
		②防犯対策の充実	◎	

基本理念	基本目標	施策目標	施策の方向	評価
と も に 生 き る ま ち	4 教育・文化芸術活動・スポーツ等の推進	(1) ライフステージに応じた教育・育成の充実	①切れ目のない支援の充実	◎
			②就学前教育の充実	◎
			③進路・就学指導の充実	◎
			④学校教育の充実	◎
			⑤生涯学習への参加促進	◎
			⑥インクルーシブ教育システムの構築	◎
	(2) 文化芸術活動、スポーツ等の振興	①障害者の芸術・文化・余暇活動の推進	◎	
		②障害者のスポーツ・レクリエーションの推進	○	
	5 雇用・就労支援の促進	(1) 障害者の就労支援の推進	①障害者の就労の支援	◎
			②障害者雇用に対する理解の促進	△
			③福祉的就労の支援	◎
			④働く場の開拓	◎
			⑤就業後の職場定着の支援	○
			⑥障害者の町職員への雇用	○
			⑦就労支援施策の充実	△
	6 保健・医療の充実	(1) 障害の原因となる疾病等への対応	①健康増進、疾病予防、介護予防の推進	○
			②障害の早期発見・早期療育体制の充実	◎
		(2) 精神保健福祉対策の推進	①心の健康と精神障害に関する普及啓発	◎
			②相談対応や訪問による支援の推進	◎
		(3) 医療・リハビリテーションの充実	①医療費の助成とリハビリテーションの充実	○
7 差別の解消、権利擁護の推進	(1) 障害を理由とする差別の解消の推進	①障害者差別解消への取り組みの充実	○	
		②差別解消のための事業者等に対する理解の促進	○	
	(2) 権利擁護の推進	①成年後見制度の普及啓発	◎	
		②虐待防止施策の推進	○	
8 行政サービス等における配慮	(1) 行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等	①町職員等の障害者理解の推進	◎	
		②選挙における障害者配慮	○	
	(2) 情報アクセシビリティの向上	①情報提供の充実	△	
		②行政情報のバリアフリー化	◎	
		③意思疎通支援の充実	○	

## (2) 第3期障害者計画の課題

## ①障害や障害のある人に対する地域住民の理解及び交流の促進

「すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」という障害者基本法の理念に基づき、地域住民の理解や支え合う仕組みづくりに取り組んできました。

アンケート調査では、日常生活で差別を受けた経験が平成26年調査結果より3.2%増えています。また、差別を受けた場所は、住んでいる地域が挙げられています。

障害のある人やその家族が、自宅や地域で安心して生活を続けることができるように、疾患や障害の理解を深める啓発活動は重要です。

## ②生活支援サービスの充実

障害のある人の高齢化が進んでいく中、地域で安心して暮らし続けることができる仕組みづくりと、障害のある児童のライフステージに応じた継続した支援の仕組みづくりに取り組んできました。

障害者手帳の所持者の年齢は、65歳以上で約8割を占めており、介護保険サービスへの緩やかな移行や、障害福祉サービスと介護保険サービスのダブルケアマネジメントが必要なケース等、年齢で区切ることなくその方のニーズに応じた支援体制が必要です。

また、町内の訪問介護事業所は1か所でヘルパーが不足していることから、視覚障害者の方が外出時に利用する同行援護<sup>※1</sup>の利用や、知的・精神障害者等への家事支援等を提供するにあたり、利用者の希望する日時に合わせる事が難しい等の影響が出ています。

一人ひとりに応じた生活支援サービスの確保と充実が求められます。

障害のある人が、住み慣れた地域で安心して生き生きと自立した生活を送れるようにするためには、自らの特性を理解するとともに、必要なサービスを選択する必要があります。子どもが成長や発達に応じた必要な支援を受けながら地域で暮らしていくための生活支援サービスの充実が求められています。

また、サービスを提供する事業者では、ニーズに応じた福祉人材の確保と育成が難しくなっていることから、地域で連携して生活支援サービスの提供体制の整備が求められています。

○同行援護<sup>※1</sup>

視覚障害のため、移動に著しい困難を有する人が対象となる。外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護、その他外出する際に必要な援助（代読・代筆等）を行う。

### ③ライフステージ<sup>※1</sup>に応じた保育・療育・教育の充実

子どもの成長や発達には個人差も大きく、一人ひとりの状況に応じてその可能性を最大限に引き出し、個性や能力を伸ばしていくような保育・療育・教育の場が必要です。

障害児の保護者に対するアンケート調査では、今後希望する保育・教育環境として「進学時等における支援の引継ぎや連携」と「障害の内容・程度に合った保育・教育の充実」が挙げられています。

障害の有無にかかわらず、子どもの健やかな成長・発達のために、一貫した切れ目ない支援が受けられる仕組みづくりに取り組んでいるところですが、今後さらに充実していくことが求められています。

### ④多様な雇用・就労の促進

町内には障害特性に合った雇用の場が少ない状況であり、働く場の開拓を重点目標に置いて取り組んできました。

アンケート調査では、就労支援として、障害の状態や程度にあった雇用を増やすこと、障害者雇用について企業側が理解を深めることが挙げられています。

障害者が社会的な自立を図るためには、自身の能力や適性に合わせた就労は必須のものとなります。就労により収入を得ることで生活基盤が確立し、生活の質を高めるだけでなく、生きがいをもって生活することが可能になります。

働く意欲や能力のある障害者に対する就労支援は、職場全体での理解を得ることや仕事の内容と本人の特性が合致する環境整備が必要で、関連機関と連携し、雇用を促進する就労環境を整えることが求められています。

---

○ライフステージ<sup>※1</sup>

人間の一生における各段階。特に、人の一生を年齢によって幼年期・少年期・青年期・壮年期・老年期などに区分した、それぞれの時期。

### ⑤社会参加の促進

障害のある人もない人も、共に地域の中で暮らすことのできる社会をつくっていくためには、障害のある人が地域社会における多様な場に主体的に参加できるような環境の整備に引き続き努めていく必要があります。

アンケート調査では、社会参加について、社会活動をしたいと思わない意見が上位に挙げられており、参加しやすい環境づくりと地域活動等の情報を提供する等の課題があります。

地域活動を始め、様々な社会活動に障害者が参加しやすいようにしていくことが必要です。社会活動への障害者の参加意欲を高めていくとともに、障害者が参加しやすい環境を整えていくことが求められます。

「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が平成30年に施行され、文化芸術活動を通じた健康の保持増進、生きがいづくり等によって生活の質を高めて生き生きと暮らすことができるように、多様な社会活動機会の場をつくることが求められています。

### ⑥南海トラフ地震等災害対策の充実

アンケート調査では、避難時に不安に思うことに、避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安、安全なところまで、迅速に避難することができない、避難場所まで行けないが挙げられています。

施設や道路・橋梁など生活インフラについても、障害の有無や年齢などにかかわらず、全ての人が利用しやすいよう、生活環境を整えていく必要があります。

南海トラフ地震等や風水害への不安が高まっています。障害のある人が地域で安心して生活していくためには、日頃の避難訓練の実施や緊急通報体制とともに、災害時の避難支援体制の確保が重要です。

## 第3章 中土佐町第4期障害者計画

### I 基本理念

国が福祉施策の理念として掲げているのは、「地域共生社会の実現」です。地域共生社会とは、制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて、「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を言います。

障害のある人が住み慣れた地域で自分自身の生き方を主体的に選択し、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、総合的かつ計画的に自立及び社会参加の支援等のための施策を推進していく必要があります。

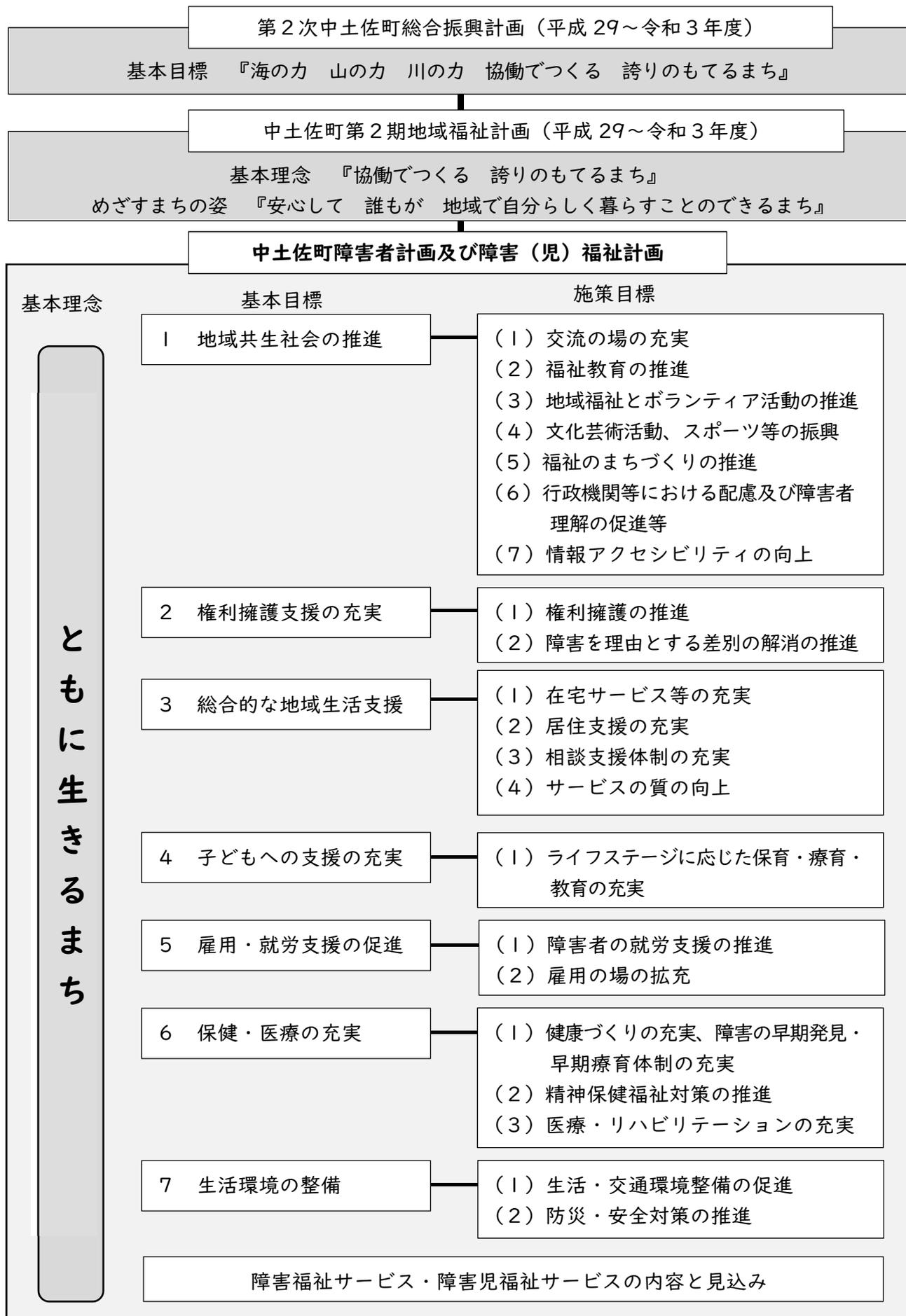
### 基本理念

#### ともに生きるまち

障害の有無によって分け隔てられることがなく、誰もが自己選択・自己決定に基づいて社会に参加し、その能力を最大限に発揮し、自己実現をめざす権利を有する主体として尊重されなければなりません。

誰もが一人の個人としてその人格と個性が尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らしていける「ともに生きるまち」の構築を目指します。

## 2 施策体系図



### 3 重点施策

第3期障害者計画の評価によりみえてきた課題から、重点施策を以下に定め、取り組んでいきます。

中土佐町障害者計画及び障害（児）福祉計画  
＜重点施策＞

基本目標	施策目標	今後の取り組み
1 社会の推進 地域共生	(1) 交流の場の充実	①交流の場の充実
	(2) 福祉教育の推進	①学校・家庭・地域における福祉教育の推進
2 支援の充実 権利擁護	(2) 障害を理由とする差別の解消の推進	①障害者差別解消への取り組みの充実
3 地域生活支援 総合的な	(1) 在宅サービス等の充実	②日中活動の場の確保と支援
	(2) 居住支援の充実	①居住系サービスの充実
4 の支援の充実 子どもへ	(1) ライフステージに応じた保育・療育・教育の充実	①切れ目のない支援の充実
5 労支援の促進 雇用・就	(2) 雇用の場の拡充	①働く場の開拓
7 の整備 生活環境	(2) 防災・安全対策の推進	①南海トラフ地震等災害への備え

## 4 基本目標Ⅰ 地域共生社会の推進

だれもが互いに尊重し合い、ともに生活できる「共生のまちづくり」を進めるため、学校・社会教育の場における共生の教育、障害の有無によって分け隔てられることなく日常的に交流する機会の創出などを通じて、障害に対する正しい理解と認識を深めていきます。

### (1) 交流の場の充実

#### 現状と課題

地域活動支援センターつどい処が、料理や芸術などの創作活動やウォーキングなど運動の機会を提供するなど、障害者の集いの場となっています。また障害者の日々の困りごとや相談に職員と一緒に解決に向けた取り組みもしています。

障害児長期休暇支援事業<sup>※1</sup>により、障害児と地域住民の交流・ふれあいの場になっています。

町内の障害者協議会の活動は会員の減少等により停滞しており、当事者団体としての目的に沿った活動が十分でない現状があります。

障害の有無によって分け隔てられることなく活動をともし、ふれあう機会を積極的に設け、交流の充実を図る必要があります。

#### 今後の取り組み

施策の方向	施策の内容	担当課
<b>【重点】</b> ① 交流の場の充実	○障害者の文化・スポーツ・レクリエーションの普及や場の確保に努めます。 ○地域生活支援事業の移動支援事業を活用し、障害者の社会参加機会の拡大に努めます。 ○地域活動センターつどい処の活動を地域の住民へPRし、参加してもらうことで理解と交流を強化します。 ○障害者理解を深めるために、障害の有無にかかわらず、住民と一緒に参加できる地域でのイベント等を支援します。	健康福祉課 教育委員会
② 団体の育成と支援	○障害者協議会等団体には機能強化のための支援を実施します。 ○地域生活支援事業の自発的活動支援事業を活用し、各種団体の活動を支援します。 ○団体育成及び団体同士の交流を図れる体制を強化できるよう支援します。	健康福祉課

○障害児長期休暇支援事業<sup>※1</sup>

特別支援学校等に通う障害児の夏休み等の長期休暇期間中に、日中活動の場を提供することにより、障害児の健全育成を図るとともに、家族の介護負担を軽減することを目的として実施する事業。

(2) 福祉教育の推進

現状と課題

これまでも就労継続支援B型事業所「鯉乃國の萬屋」と小学校との交流体験授業を実施し、子ども達と障害者の交流を行ってきましたが、障害への理解を深めるため、平成30年度から町内小学4年生（複式は3・4年生）への福祉教育に障害者、就労継続支援事業所、中土佐町社会福祉協議会、健康福祉課が関わることで、「子どもたちが障害について学び、身近な生活の中で自らが思いやりのある行動をおこすことができる」ことを目的に障害に関する学習と就労継続支援B型事業所での体験学習を実施しています。今後も、子どもが障害について身近に感じ、考える機会を持てるように、地域に合わせた福祉教育の継続が必要です。

町内で実施をするイベント等では、事前に合理的配慮<sup>※1</sup>の啓発を行っています。教育委員会が主催する生涯学習フォーラムにおいて、中土佐町社会福祉協議会と連携をとることで障害者の参加が得られました。今後も障害の有無に関わらず、誰もが参加できる環境整備（合理的配慮を施した会場設営など）が必要です。

また、中土佐町人権教育推進協議会では、夏季研修会や集約大会等を開催し、人権問題の啓発活動を行っています。また、まだ障害者に対する偏見や差別が現存しており、正しい理解と人権尊重の意識づくりを推進することが必要です。

今後の取り組み

施策の方向	施策の内容	担当課
<p>【重点】</p> <p>①学校・家庭・地域における福祉教育の推進</p>	<p>○障害者が地域における生涯学習活動などへ参加しやすいように、教育委員会や中土佐町社会福祉協議会と連携し、地域の障害理解に向けた啓発に取り組んでいきます。</p> <p>○子どもが障害についての理解を深めるために、障害者施設との交流機会など体験的な活動を取り入れた学習を継続します。</p>	<p>健康福祉課 教育委員会</p>

○合理的配慮<sup>※1</sup>

障害者が日常生活や社会を送る上で妨げとなる障壁を取り除くために、過度の負担にならない範囲で状況に応じて行われる配慮のこと。

## (3) 地域福祉とボランティア活動の推進

## 現状と課題

障害者を地域で支えていくためには、自助・共助・公助が上手く組み合わせられた地域の支援体制が重要です。地域福祉計画で計画した久礼・上ノ加江・矢井賀・大野見の4地域アクションプランや、久礼・上ノ加江・大野見の3か所のあったかふれあいセンター※<sup>1</sup>活動、障害児長期休暇支援事業等により、新たなボランティア人材の発掘や育成につながり、ボランティア活動の場が広がってきています。

しかし、既存のボランティア団体の中には、会員が減少したり、活動が停滞している団体もあり、障害者のニーズに応じたボランティア活動が提供できる仕組みづくりが必要となっています。

## 今後の取り組み

施策の方向	施策の内容	担当課
①ボランティアの育成、ボランティア活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中土佐町社会福祉協議会は地域課題に応じたボランティアの発掘や人材育成に努めます。</li> <li>○中土佐町社会福祉協議会がボランティア活動をコーディネートする機能を強化できるよう支援します。</li> <li>○地域福祉計画との整合性を図ります。</li> </ul>	健康福祉課

○あったかふれあいセンター※<sup>1</sup>

地域住民の交流の場、支えあいの拠点のことで、本町では、社会福祉協議会が、利用者を限定せず、誰もが気軽に利用しながら世代間の交流を持つ場所を運営している。

(4) 文化芸術活動、スポーツ等の振興

現状と課題

地域活動支援センターつどい処では、スポーツ、レクリエーションなどを行い、障害者の体力づくりを推進しています。また、町内の施設入所者や地域活動支援センターつどい処利用者が毎年障害者スポーツ大会に参加しています。

スピリットアート展<sup>※1</sup>や町美術展覧会への出品等、意欲的な創作活動に取り組んでいます。平成29年度からは、2年に1度、町内の障害のある方の表現の発表、活躍を地域の方に知ってもらうことを目的とした展覧会「心がつながるアート展」を地域活動支援センターつどい処の主催で開催しています。これらの活動によって自己の能力を磨き、充実感や生きがいを感じられるよう、参加機会の充実と活動を支援する体制が必要です。

今後の取り組み

施策の方向	施策の内容	担当課
① 障害者の芸術・文化・余暇活動の推進	○障害者の文化活動などの成果を発表・紹介し、広く住民が障害者福祉への理解を深めることのできる機会の提供に努めます。 ○障害者の余暇活動を支援する事業所、ボランティアなどとの連携を促進します。	健康福祉課
② 障害者のスポーツ・レクリエーションの推進	○障害者のスポーツ・レクリエーションの普及や場の確保に努めます。	健康福祉課
③ 生涯学習への参加促進	○生涯学習マスタープラン <sup>※2</sup> の趣旨、計画に沿った生涯学習の充実に努めます。 ○中土佐町社会福祉協議会等と連携し、障害者の生涯学習の機会の充実に努めます。	健康福祉課 教育委員会

○スピリットアート展<sup>※1</sup>

高知県障害者美術展のこと。障害者の作品を公募し、その作品を表彰することにより障害者のさらなる制作意欲の向上や社会参加を促進するとともに、その多様な能力に触れることで、障害に対する理解を深める目的の取り組み。

○生涯学習マスタープラン<sup>※2</sup>

中土佐町総合振興計画の部門計画として生涯学習の基本理念や基本構想などを示すもの。

## (5) 福祉のまちづくりの推進

## 現状と課題

障害者が地域で安心・快適に暮らすことができ、また町を訪れる方にとっても快適な「人にやさしいまちづくり」を目指すため、ノーマライゼーション<sup>※1</sup>の理念の下、バリアフリー化とユニバーサルデザイン<sup>※2</sup>のまちづくりの推進が求められています。

公共施設建設時においては、「高知県人にやさしいまちづくり条例」に即する形で検討しています。

また、公共事業計画時には、ユニバーサルデザインを考慮し、普及啓発に努めています。

## 今後の取り組み

施策の方向	施策の内容	担当課
①ユニバーサルデザインの推進	○高知県人にやさしいまちづくり条例に即した施設整備を普及啓発します。 ○ユニバーサルデザインのまちづくりの普及・啓発に努めます。	まちづくり課 建設課

○ノーマライゼーション<sup>※1</sup>

障害者と健常者とが特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。

○ユニバーサルデザイン<sup>※2</sup>

特定の年齢・性別・国籍・心身状態の人を対象とするのではなく、様々な違いを超えて考慮し、計画・設計することや、そのような状態にしたもの。

(6) 行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等

現状と課題

本計画策定に際し、実施したアンケート調査及びサービス事業所等へのヒアリング調査からも、窓口対応に不満を感じることやサービスや制度の情報が届きにくく、文面も分かりづらいとの意見がありました。

障害者が適切な配慮を受けることができるように、行政機関の職員等への障害者理解の促進を図る必要があります。

また、選挙を行うに当たっては、障害者がその権利を円滑に行使することができるよう、取り組みを推進していく必要があります。

今後の取り組み

施策の方向	施策の内容	担当課
①町職員等の障害者理解の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事務・事業の実施に当たっては、障害者差別解消法に基づき、障害者が必要とする社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的配慮を行います。</li> <li>○窓口等における障害者への対応の充実を図るため、障害者への配慮について学ぶ機会の増加に努めます。</li> <li>○行政情報の提供等に当たっては、情報の利用しやすさに配慮した情報提供に努めます。</li> </ul>	健康福祉課 総務課
②選挙における障害者配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>○点字による候補者情報の提供等、情報通信技術の進展等も踏まえながら、障害特性に応じた選挙に関する情報の提供に努めます。</li> <li>○移動に困難を抱える障害者等に配慮した投票所のバリアフリー化や投票設備の設置等、投票所における投票環境の向上に努めるとともに、成年被後見人<sup>※1</sup>の選挙権の回復等を行う公職選挙法の改正を踏まえ、障害者等が自らの意思に基づき円滑に投票できるよう努めます。</li> <li>○指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障害者の投票機会の確保に努めます。</li> </ul>	総務課

○成年被後見人<sup>※1</sup>

精神上の障害により判断能力を欠くとして、家庭裁判所から後見開始の審判を受けた人。本人の代理として成年後見人が財産管理などを行う。

(7) 情報アクセシビリティ<sup>※1</sup>の向上

## 現状と課題

町では、町内全域光ケーブル網の整備を行い、インターネット・ケーブルテレビのサービスを確立し、町内全域に均等な情報インフラ整備を行いました。

また、町ホームページのバリアフリー化に努め、全ての人が利用しやすく、分かりやすい行政情報の電子提供を行っています。

しかし、行政からのお知らせ文書が分かりづらいといった声や、聴覚障害者からは、防災無線の内容が聞こえづらい、災害時に必要な情報が取得できるかといった不安の声もあります。

行政からのお知らせや防災情報などは、障害種別によっては、その内容を理解することができないといった「情報格差<sup>※2</sup>」を生まないように、それぞれの障害特性に配慮した情報のバリアフリー化が求められています。

## 今後の取り組み

施策の方向	施策の内容	担当課
① 情報提供の充実	○聴覚障害者とのコミュニケーションのために、手話研修に関する情報提供を行います。 ○地域生活支援事業(声の広報等発行事業など)の有効活用を図ります。	健康福祉課
② 行政情報のバリアフリー化	○障害があっても受けとる情報量に格差が生じないように、障害特性に応じた支援に努めます。 ○判断能力が不十分な方が、日常生活で必要となる福祉サービスや行政情報の入手、理解、判断、意思表示を支援するため、中土佐町社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業 <sup>※3</sup> の周知を図ります。	健康福祉課 総務課
③ 意思疎通支援の充実	○「障害者総合支援法」に基づき、聴覚や視覚障害などにより、意思疎通が困難な障害者の円滑なコミュニケーションを支援するために、手話通訳者・要約筆記者の派遣等に努めます。	健康福祉課

○アクセシビリティ<sup>※1</sup>

施設・設備、情報、制度等の利用のしやすさのこと。

○情報格差<sup>※2</sup>

コンピューターで扱うデジタル情報を持つ人と持たない人との間で生じている格差と、それによって生じる問題のこと。

○日常生活自立支援事業<sup>※3</sup>

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活を送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業。

## 5 基本目標2 権利擁護支援の充実

障害者等何らかの支援を要する方が、社会の一員として、自分らしく安心して日常生活を送るためには、本人の尊厳確保や自己決定の尊重に基づき、その権利を保障するための後見体制の整備・充実が必要です。

住民一人ひとりが相互に人格と個性を尊重し支え合うことができるよう、権利擁護支援の充実に向けて取り組めます。

### (1) 権利擁護の推進

#### 現状と課題

「障害者虐待の防止、障害者の要援護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が平成24年10月から施行され、町（健康福祉課内）に「中土佐町障害者虐待防止センター」を設立し、障害者の権利を守り安心して生活を送られるよう、虐待の未然防止や早期発見、虐待発生時の迅速な対応、再発防止に対する支援に関する普及啓発を行ってきました。また、平成28年度からは、高齢者虐待防止ネットワーク会議に障害関係機関を入れて開催し、虐待防止に向けた取り組みと課題の共有を行い、連携を図っています。

また、判断能力が十分でない障害者が、財産や権利を守りながら住み慣れた地域で安心して日常生活を送ることができるよう、本人の意思決定に配慮した権利擁護の仕組みづくりが求められており、平成29年7月から、中土佐町社会福祉協議会内に権利擁護支援センターを開設しました。地域包括支援センター、障害者相談支援事業所等の相談機関からの相談を受け、法律職などの専門相談につなげ、相談対応・支援を行い、問題の解決につなげる活動を行っています。

町内で成年後見制度を利用している方は年々増加しておりますが（障害・高齢合算）、令和2年度に町内の介護・障害サービスの事業所職員を対象に実施した「権利擁護支援ニーズ調査」によると、成年後見制度の認知度は6割程度とまだまだ低く、利用が進まない要因として「制度自体がわかりにくく周知されていない」を挙げた方が最も多かった状況から、必要な支援が必要な人に届くよう、今後も権利擁護支援の取り組みを充実していく必要があります。

## 今後の取り組み

施策の方向	施策の内容	担当課
①成年後見制度の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中核機関である中土佐町権利擁護支援センターと連携し、成年後見制度の普及啓発に努めます。また、中土佐町権利擁護支援センターの活動について関係機関に周知を図ります。</li> <li>○成年後見制度の利用が進むよう、費用の助成や申し立て手続きについて支援します。</li> </ul>	健康福祉課
②虐待防止施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中土佐町地域包括支援センターや中土佐町権利擁護支援センターと連携し、障害者虐待防止センターにおいて、虐待に関する相談対応や、早期発見・早期対応、その後の適切な支援を行っていきます。</li> <li>○高齢者・障害者虐待防止ネットワーク会議により、関係機関との連携を強化します。</li> <li>○サービス提供事業所や住民の方に対し、虐待防止に関する周知啓発に努めます。</li> </ul>	健康福祉課

(2) 障害を理由とする差別の解消の推進

現状と課題

障害者の地域生活は、地域の理解と協力が必要になります。障害者が、障害を理由として差別を受けたり、障害への配慮がないため暮らしにくさを感じたりすることがないように、差別解消に向けた取り組みが必要です。

町では平成28年度に「中土佐町障害者差別解消法に基づく対応要領」を策定し、職員への周知を行いました。また、例年新規採用職員に対しても対応要領の配布を行っており、平成30年度には、合理的配慮事例集を各課に配布し、職員の合理的配慮についての理解を深める取り組みを継続して実施しています。

しかし、平成28・29年度に町職員を対象に「障害者差別解消法職員アンケート」を実施し意識調査を行ったところ、対応を行った機会のない職員から、実際に対応する場合上手く行えるか不安視する回答もあったことから、行政職員含め、引き続いての啓発活動が求められています。

今後の取り組み

施策の方向	施策の内容	担当課
<p>【重点】</p> <p>①障害者差別解消への取り組みの充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「障害者基本法」に定める「社会的障壁の除去のための必要かつ合理的配慮」の理念の周知・啓発に努めます。</li> <li>○「障害者差別解消法」、職員対応要領や国の基本方針に基づき、障害を理由とする差別の解消に取り組みます。</li> <li>○雇用の分野における障害者に対する差別的取扱いの禁止等を定めた「障害者雇用促進法」について、関係機関と連携し、周知・啓発に努めます。</li> <li>○差別禁止や合理的な配慮について、事業主・商店主・不動産業者・民生委員・児童委員等への啓発を積極的に行います。</li> </ul>	<p>健康福祉課</p>

## 6 基本目標3 総合的な地域生活支援

障害者が住みなれた地域で、自らの生き方を選び、実践できるよう地域で支援していくことが求められます。また、地域において障害者を介護・支援している人の負担軽減を図ることも重要な課題です。

そのため、生涯を通じて一貫したきめ細かな支援ができるよう、保健・医療・福祉その他関係分野の総合的な連携のもとに生活支援施策の一層の充実に努めます。

### (1) 在宅サービス等の充実

#### ①訪問系サービスの充実

##### 現状と課題

町内の訪問介護事業所は1か所ありますが、ヘルパーの人員が不足しているため、利用者が希望する日に利用できないこともあり、他市町の事業所利用によりサービス確保をしています。

##### 今後の取り組み

施策の方向	施策の内容	担当課
①訪問系サービスの充実	<p>○障害者の安定した在宅生活を支援するため、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護などの訪問系サービスの充実を図ります。</p> <p>○介護者の突然の不在により、介護が受けられなくなった重度障害者への在宅生活支援など、安心して地域生活を送れる環境を確保することができるよう努めます。</p>	健康福祉課

#### ②日中活動系サービスの充実

##### 現状と課題

町内には日中活動系サービスとして就労継続支援B型事業所が1か所あり、就労の機会の提供や能力向上のための訓練等行っています。平成15年に開設していますが、利用者の加齢に伴う作業能力の低下等もあり、利用目的が居場所や生きがづくり、他者との交流等に変化してきています。

また、町内3か所にあるあったかふれあいセンターのほか、地域活動支援センターつどい処も日中活動の場を提供しており、つどい処の利用登録者も徐々に増えてきています。

そのほかの日中活動系サービスは、町外の事業所に通所することになりますが、移動にかかる身体的負担や時間の制約、費用等の負担の軽減が必要です。

今後の取り組み

施策の方向	施策の内容	担当課
【重点】 ②日中活動の場の確保と支援	○障害者が日中活動を利用して地域での社会参加ができるよう、様々なニーズに応じた日中活動の場の拡充を図ります。特に、医療的なケアや常時介護が必要な重度障害がある人及びその家族が安心して地域で生活できるよう、支援の充実に努めます。	健康福祉課

③短期入所の充実

現状と課題

重症障害の在宅介護をしている家族からは、自分の病気や不意の事態に備え、短期入所がいつでもできるようにしておきたいという声があり、個人の障害特性に合った入所施設や医療機関等の受け入れ先を準備しています。県下的にベッド数が少ない中、利用したい時に利用ができるよう調整が必要です。

高幡圏域で地域生活支援拠点整備に向けた検討を行い、緊急時・通常時受け入れに対する体制整備を行っています。

今後の取り組み

施策の方向	施策の内容	担当課
③短期入所の充実	○障害者やその家族のニーズに対応できる短期入所の充実を図ります。また、医療機関や介護保険施設などとの連携を図り、緊急時の受け入れ可能施設の充実を図ります。	健康福祉課

④高齢の障害者への生活支援

現状と課題

障害の種別にかかわらず高齢化が進んでおり、高齢福祉施策との連携が重要となっています。65歳以上の障害のある人と、介護保険法によって指定されている40歳以上の「特定疾病<sup>\*1</sup>」該当者は、介護保険制度と重複する自立支援給付については原則として介護保険を優先することとなっていますが、障害種別に応じた支援の充実とともに、障害福祉サービスと介護保険サービスが総合的に適切に提供されることが必要となっています。

障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行に向けては、利用者に合ったサービスが提供できるよう行政機関と相談支援事業所、介護支援専門員等関係機関で支援者会を行っています。

○特定疾病<sup>\*1</sup>

心身の病的加齢現象との医学的関係があると考えられる疾病であって、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因し、要介護状態の原因である心身の障害を生じさせると認められる疾病のこと。

## 今後の取り組み

施策の方向	施策の内容	担当課
④ 高齢の障害者への生活支援	<p>○介護保険制度の対象となる障害者について、介護保険担当や介護支援専門員<sup>※1</sup>、相談支援専門員<sup>※2</sup>等と連携し、多様なニーズにきめ細かく対応し、生活状況に即したサービスを提供できるよう努めます。</p> <p>○加齢に伴う障害の重度化・重複化による生活のしづらさに対し、適切な支援が行き届くよう、介護保険担当や介護支援専門員、相談支援専門員等との早期からの連携を図ります。</p>	健康福祉課

## ⑤移動支援

## 現状と課題

高齢者等外出支援事業<sup>※3</sup>でバスパス・タクシーチケットを交付することにより、高齢者及び障害者の移動支援を行っています。平成25年度から町内のコミュニティバス<sup>※4</sup>も対象としたことにより、移動範囲及び利便性の向上を図り、バスパスの交付対象者に自立支援医療受給者や特別児童扶養手当の支給対象である障害者に加え、対象範囲を広げました。

また、重度の障害者に対して、障害者外出応援事業<sup>※5</sup>によりタクシー・ガソリンチケットを交付することにより、通院にかかる負担軽減、生活活動範囲の拡大が必要です。

## 今後の取り組み

施策の方向	施策の内容	担当課
⑤ 移動支援の充実	<p>○障害者の外出を支援するため、バス無料乗車券や福祉タクシーチケットの交付、障害者外出応援事業を継続して行います。</p> <p>○移動に困難がある障害者について、外出のための支援を行うことにより、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加の推進を図ります。</p>	健康福祉課

○介護支援専門員<sup>※1</sup>

介護保険法において、要支援、要介護認定を受けた人からの相談を受け、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、介護サービス事業者との連絡・調整等を取りまとめる者。

○相談支援専門員<sup>※2</sup>

指定地域相談支援、指定計画相談支援、指定障害児相談支援の提供に当たる相談支援従事者のこと。

○高齢者等外出支援事業<sup>※3</sup>

高齢者や障害のある人の外出支援策として取り組まれている事業のことで、中土佐町路線バス無料乗車証（バスパス）を実施している。

○コミュニティバス<sup>※4</sup>

地域住民の移動手段を確保するために地方自治体などが実施するバスのこと。

○障害者外出応援事業<sup>※5</sup>

移動に支援を必要とする重度障害者に、ガソリン代とタクシー代に使用できるチケットを交付し、移動手段を確保する事業。

⑥日中一時支援及びその他の日常生活支援の充実

現状と課題

町では、平成24年度から障害児長期休暇支援事業を実施し、夏休み等の長期の期間、障害児の居場所づくり、また保護者の負担軽減を図っています。

また、地域生活支援事業の日中一時支援として、町外の障害者支援施設等を利用していますが、施設の職員体制等により利用日が限定される状況にあり、計画的な工夫が必要です。

今後の取り組み

施策の方向	施策の内容	担当課
⑥日中一時支援及びその他の日常生活支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日中、障害福祉サービス事業所等で、見守りや一時預かり等を行い、日中の生活を支援します。</li> <li>○安心して地域生活を送れる環境を確保するために、入院等、緊急的な対応が必要な場合において、一時的な緊急対応を実施し、安定した生活へつなげるよう支援に努めます。</li> </ul>	健康福祉課

⑦補装具<sup>※1</sup>、日常生活用具<sup>※2</sup>等の給付

現状と課題

町では、身体機能を補完・代替したり、日常生活上の困難を改善し、社会参加を促進するため、補装具や日常生活用具交付の支援を行っています。

65歳以上になると、介護保険制度が優先となるため、引き続き介護支援専門員や関係機関等との協力・連携が必要となっています。

今後の取り組み

施策の方向	施策の内容	担当課
⑦補装具、日常生活用具等の給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者の日常生活の質の向上のため、補装具の給付や日常生活用具の給付について引き続き実施します。</li> <li>○障害者のニーズや社会情勢に応じて、日常生活用具の給付品目の見直しを行います。</li> </ul>	健康福祉課

○補装具<sup>※1</sup>

身体機能を補完し、又は代替し、かつ長期間にわたり継続して使用されるもので、義肢、装具、車いすなどの器具をいう。

○日常生活用具<sup>※2</sup>

日常生活上の便宜を図るための用具で、①介護訓練支援用具、②自立生活支援用具、③在宅療養等支援用具、④情報・意思疎通支援用具、⑤排泄管理支援用具、⑥住宅改修費の6種類がある。

## ⑧難病などに対する支援

## 現状と課題

平成 26 年 4 月 1 日からは、政令で規定された難病が障害の定義に追加されました。難病の支援機関である県と連携を取りながら、障害者手帳取得に至らない難病の方への支援を行っていく必要があります。

## 今後の取り組み

施策の方向	施策の内容	担当課
⑧ 難病などに対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○難病患者等の療養生活を支援するため、各種の保健・医療・福祉のサービスを充実するとともに、関係機関の連携を図り、訪問指導などのきめ細かな支援体制の整備に努めます。</li> <li>○障害福祉サービス等の提供に当たっては、難病等の特性（病状の変化や進行、福祉ニーズ等）に配慮した支援に努めます。</li> </ul>	健康福祉課

## (2) 居住支援の充実

## 現状と課題

町や高幡圏域では入所施設が不足しており、入所待機者がみられます。また、親亡き後の住まいを心配している家族も少なくなく、「住まいの場」の充実が必要となっており、障害者地域自立支援協議会・住まいの部会で町に必要な住まいの場の検討を行っています。

また、精神科病院長期入院者の生活支援に向けた取り組みとして、精神科病院に長期入院している方が、退院可能となった時に安心して地域に戻り、本人の望む生活を送ることができるよう、個別支援を通じて病院訪問を行い、ご本人との面談や医療機関スタッフとの意見交換等を行っています。

入所施設や精神科病院から地域生活への移行<sup>\*1</sup>・定着を促進するとともに、家族の高齢化により在宅では必要な支援が得られない、家族から独立して生活したいなど、障害者のそれぞれの状況に即した地域生活を支援していく必要があります。

## 今後の取り組み

施策の方向	施策の内容	担当課
<b>【重点】</b> ① 居住系サービスの充実	○障害者の地域生活を支援するため、障害者支援施設、グループホームなどの居住支援サービスの充実に努めます。 ○町に必要な住まいの場の検討を関係機関や住民と共に行います。 ○就労の場も含め、障害者本人の希望に応じた住まいの確保ができるよう、情報提供・連絡調整に努めます。 ○地震、津波等の課題も含めた検討を引き続き行います。	健康福祉課
② 地域生活への移行促進	○福祉施設入所者や入院中の精神障害者が円滑に地域に移行し、地域生活を継続していくための必要な支援について、引き続き取り組みます。	健康福祉課

○地域生活への移行<sup>\*1</sup>

入所施設で生活する障害のある人や、治療の必要が乏しいにも関わらず病院に長期入院している障害のある人が、自らの意思で、暮らしたいと望む地域に生活の場を移し、地域社会の一員として自分らしい暮らしを実現すること。

## (3) 相談支援体制の充実

## 現状と課題

町では障害者生活支援センター「結」を総合窓口として相談対応を行っており、また、相談支援事業を中土佐町相談支援事業所に委託することで、障害児から高齢者までの幅広い対象者と多岐にわたる相談に、きめ細かな対応を行っています。

より身近な相談窓口として、身体障害者相談員1名、知的障害者相談員1名を委嘱し、障害者やその家族等の相談に応じています。

また、地域福祉計画に基づき、町内3か所にあるあったかふれあいセンターと中土佐町社会福祉協議会が中心となって、身近な場所で悩みや不安を抱える方の対応を行い、関係機関につなぐ役割をしています。

中土佐町障害者地域自立支援協議会・相談支援部会は、中土佐町相談支援事業所と各機関から地域課題の集約を行う、支援が行き詰まっているケースの再検討を行う、利用者のニーズが充足されることを目的に毎月1回実施しています。

今後も対象者のニーズに応じた支援が行えるように、相談支援に携わる安定した職員の確保が必要です。

子どもへの関わりについては、ライフステージ移行時に対応窓口や支援者も変わることで、保護者のとまどいや不安の声があることから、ライフステージに応じた切れ目のない相談支援体制の構築が求められています。

## 今後の取り組み

施策の方向	施策の内容	担当課
①地域の相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者生活支援センター「結」を町の総合相談窓口として位置づけ、ライフステージに応じた切れ目のない相談支援が提供できるよう、関係機関につなげる役割を果たします。</li> <li>○障害者生活支援センター「結」は、障害者福祉に関する生活課題の集約や解決策を検討していくために、中土佐町社会福祉協議会と連携しながら中土佐町障害者地域自立支援協議会の効率的な運営に取り組みます。</li> <li>○障害者相談支援に携わる職員の確保と研修機会の確保に努めます。</li> <li>○障害児に対する相談支援体制を強化していきます。</li> </ul>	健康福祉課

(4) サービスの質の向上

現状と課題

町内事業所では、ヘルパー等の人材不足が課題となっているため、人材確保への支援、資質向上のためにサービス従事者が研修を定期的に受講できる体制づくりへの支援が求められています。

平成24年に地域活動支援センターつどい処と中土佐町相談支援事業所が開設されました。事業所活動は個別支援会議等を通じたスタッフの資質向上により、年々強化され、定期的な運営会議等において行政と緊密な連携を行っています。

また、中土佐町障害者地域自立支援協議会の全体会を年1回開催し、個別事例からみえてくる町の現状と課題及び解決におけた取り組みについて共有を図っています。個別支援の中で解決が難しい地域の課題については専門部会で検討を行っていますが、さらに専門部会の活動が活性化するために、専門職や多機関の参加が必要です。

今後の取り組み

施策の方向	施策の内容	担当課
①福祉人材の育成と確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉・介護の資格や仕事への関心・理解を促し、人材の確保と定着を図るため、県や公共職業安定所（ハローワーク）などの関係機関と連携した取り組みを推進します。</li> <li>○障害福祉サービスの質的向上を図り、利用者のニーズに応じたサービスが提供されるよう、県と連携して障害福祉サービス事業所や相談支援事業所の職員の人材育成や職員研修の充実を図るとともに、事業所が自主的に業務の向上に努めることのできる環境づくりを推進します。</li> </ul>	健康福祉課
②障害者に関わる専門従事者の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中土佐町障害者地域自立支援協議会を始め、須崎福祉保健所管内における障害保健福祉市町担当者会や相談支援事業所連絡会等において、連携・協力を強化し、障害者の地域生活課題の解決におけた取り組みを積極的に実施していきます。</li> </ul>	健康福祉課

## 7 基本目標4 子どもへの支援の充実

障害の有無により分け隔てられることなく、一人ひとりの個性が尊重され、地域とともに学び、育つことは、住みなれた地域で暮らし、豊かな生活を送るうえで非常に重要な要素となるものです。

このため、地域の学校・保育所と特別支援学校、関係機関等の緊密な連携のもとに、障害の状況や特性等に応じて、一人ひとりの個性や可能性を伸ばす保育・教育の推進を図ります。

また、社会の一員として主体的に生活を営む力を育成するため、基本的な生活習慣の確立に努めるとともに、適切な進路相談・指導の実施に努めます。

### (1) ライフステージに応じた保育・療育・教育の充実

#### 現状と課題

町内の保育所では、支援の必要な子どもに対して加配保育士を配置しています。また、子どもの発達や発達障害などの発達課題を早期に発見し対応するため、専門相談員が保育所を訪問し、職員等に対して子どもの特性に応じた適切な指導及び支援の方法等についての助言を行うワンステップ教育支援事業を行っています。

教育支援委員会<sup>※1</sup>を開催し、関係機関と連携した就学指導を図っています。

特別支援学校とは、教育相談や学校見学で連携を図り、進路・就学指導に向けた連絡会議を継続的に行っています。

支援を必要とする児童生徒の相談は増加傾向にあり、その内容は複雑・多様化しています。発達障害等を持つ児童生徒は、集団生活が苦手等の悩みを抱え、不登校や引きこもりになる可能性もあります。このような児童生徒の義務教育終了後の進路指導も重要な課題です。子どもの成長段階に合わせ、就学や進路、卒業後の社会生活等、見通しを持った継続した相談支援体制が必要で、教育、保健・福祉、医療、労働等とも連携していくことが重要となります。中土佐町障害者地域自立支援協議会では、令和2年度より子ども部会を設置し、子どもに関わる関係者が中土佐町の支援が必要な子どもについて考える場をもつことで、切れ目ない支援ができることを目的に取り組んでいます。また、若者サポートステーション<sup>※2</sup>とも連携し、対象者にあった支援を行っています。教育分野と適宜情報交換を行いながら、子どもや保護者への支援を共に行っています。

すべての子ども達が共に学び、一人ひとりの特性・能力に応じた指導を受けることができる教育の推進が求められています。

#### ○教育支援委員会<sup>※1</sup>

児童生徒で、障害のため教育上特別な取り扱いを必要とするものに対し、その実態を把握し、教育的・心理的・医学的な調査を行い、適切な指導を行うための組織。

#### ○若者サポートステーション<sup>※2</sup>

若者サポートステーション（サポステ）は、就職や修学に不安を抱えた方に寄り添いながら、就労・修学支援を行っていくところ。

今後の取り組み

施策の方向	施策の内容	担当課
<p>【重点】</p> <p>①切れ目のない支援の充実</p>	<p>○ライフステージ移行時に障害のある子どもの支援が途切れないよう、関係機関の連携強化に努めます。</p> <p>○支援が必要な子どもについては、保育所・学校との情報交換を密に行い、義務教育終了後も支援が途切れないよう支援を継続していきます。</p> <p>○令和4年度に開設を予定している「子どもセンター（仮称）」と連携した支援を行います。</p>	健康福祉課 教育委員会
<p>②就学前教育の充実</p>	<p>○必要に応じて職員の加配を行い、保育所における障害児保育を推進します。</p> <p>○保育士の専門性向上のため、研修に関する情報を提供します。</p> <p>○教育・福祉・医療・就労支援機関との連携を密にし、本人の意向や能力、意欲等を踏まえ、学校卒業後の適切な進路が選択できるよう、進路指導と連携を図ります。</p>	教育委員会
<p>③進路・就学指導の充実</p>	<p>○教育・福祉・医療・就労支援機関との連携を密にし、本人の意向や能力、意欲等を踏まえ、学校卒業後の適切な進路が選択できるよう、進路指導と連携を図ります。</p> <p>○高校・大学等への進学ができるよう、学力向上のための条件整備と、受験機会の確保について関係機関に協力を求めます。</p> <p>○特別支援学校との連携を強化し、卒業後も必要に応じて自立に向けた支援をともに行います。</p>	健康福祉課 教育委員会
<p>④学校教育の充実</p>	<p>○必要に応じて特別支援学級の設置や特別教育支援員の配置を継続して行っていきます。</p> <p>○適切な指導・支援ができるように保育士・教職員に研修情報を提供します。</p>	教育委員会
<p>⑤インクルーシブ教育システム※<sup>1</sup>の構築</p>	<p>○障害のある児童・生徒個々の教育的ニーズに応じた適切な支援体制を整備し、自立し社会参加するための資質や能力を伸ばせるよう努めます。</p>	教育委員会

○インクルーシブ教育システム※<sup>1</sup>

障害の有無に関係なく、すべての子どもが地域の学校で必要な援助を提供されながら教育を受けること。

## 8 基本目標5 雇用・就労支援の促進

障害者が地域でいきいきと働くことは、労働による経済的な自立を図るとともに、就労を通じた自己実現の場として社会からの孤立を防ぎ、社会の中での役割や生きがいを見出すうえで重要な意義を持っています。

行政自らが障害者の雇用に努めるとともに、各種制度の活用を通じて民間事業所での雇用を積極的に促進し、障害者の就労機会の拡大を図るとともに、就労後の職場定着を支援します。

また、一般企業などへの就職が困難な人を対象とする働く場・活動の場の充実など、関係機関とともに多様な形態の就労の場の確保に努めます。

### (1) 障害者の就労支援の推進

#### 現状と課題

障害者が職業を通じて社会参加を果たし、地域で自立した生活を送るためには、障害者の適性や能力に応じた多様な就労の機会や場の提供が重要です。

町内には就労継続支援B型事業所「鯉乃國の萬屋」が1か所あり、就労開始前に体験利用等を行い、関係機関の情報や個別支援会議を開催するなど、サービス等利用計画に基づき、利用者の目的に沿った支援を行っていますが、利用者の減少や高齢化が課題となっています。

また、就労継続支援A型事業所、就労移行支援事業所が町内になく、一般就労へ向けてステップアップしていくことが難しい状況にあります。

現在は、中土佐町相談支援事業所、公共職業安定所（ハローワーク）、須崎市にある障害者就業・生活支援センター※<sup>1</sup> こうばん、障害者生活支援センター「結」等が主な窓口となって障害者の就労支援を行っていますが、就労につなげるためには、個々の障害特性や能力の丁寧なアセスメントと、障害者本人の障害の受容と就労意欲、関係機関の連携強化により就労支援体制を築くことが必要となっています。

中土佐町障害者地域自立支援協議会・就労部会では、令和2年度から、就労継続支援B型事業所「鯉乃國の萬屋」利用者を対象に、他職種で利用者の個別課題の検討を行う場として就労支援ケース検討会を実施しています。

今後は、職場開拓も含め、障害者が働くことに関して、中土佐町障害者地域自立支援協議会など町全体で取り組みを考えていく必要があります。

○障害者就業・生活支援センター※<sup>1</sup>

P15 参照。

今後の取り組み

施策の方向	施策の内容	担当課
①障害者の就労の支援	<p>○就労希望のある障害者個々の能力と希望に応じた就労に結びつくような支援体制を検討します。</p> <p>○引き続き、中土佐町相談支援事業所、公共職業安定所（ハローワーク）、障害者就業・生活支援センターこうばん、障害者生活支援センター「結」等の関係機関の連携強化に努め、就労への支援を行います。</p>	健康福祉課
②障害者雇用に対する理解の促進、就労支援施策の充実	<p>○公共職業安定所（ハローワーク）などの関係機関との連携により、事業主に対しての啓発活動に努め、障害者の適応事業所の開拓等を進めていきます。</p> <p>○県の就労支援策との連携を図るとともに、試行雇用（トライアル雇用）や職場適応援助者（ジョブコーチ）に関する情報を提供し、就労支援のための制度の活用に努めます。</p>	健康福祉課
③就業後の職場定着の支援	<p>○専門機関と連携をしながら、障害者が長く働き続けることができるよう、また、仕事をやめても再び働けるように支援していきます。</p>	健康福祉課
④障害者の町職員への雇用	<p>○引き続き町職員への雇用促進に努めていきます。</p> <p>○町職員間での障害者フォロー体制を充実し、障害者理解を深める研修を行っていきます。</p>	総務課

## (2) 雇用の場の拡充

## 現状と課題

中土佐町障害者地域自立支援協議会・就労部会では、令和2年度から、中土佐はたらくチャレンジプロジェクト<sup>※1</sup>の取り組みより、『はたらく』一歩応援イベントを開催し、座学や町内の企業見学、相談会等を実施していますが、障害者雇用に結びつく職場の開拓等が課題となっています。

また、県では、障害の特性等に応じて安心して働ける体制整備のため、農福連携<sup>※2</sup>の推進に取り組んでいます。町では、農業分野の障害者雇用に関するニーズ把握ができていない現状にあり、農林水産課とも連携をしながら農業分野等での障害者の特性に応じた就労の可能性を検討していく必要があります。

今後も、障害者の社会的自立に必要な就業について、雇用の場の拡大を図るために関係機関と連携し、事業主に対しては広報・啓発を行い雇用の促進を図ります。また、障害者のニーズや適性に応じた就労の場の確保が図れるよう支援を行います。

## 今後の取り組み

施策の方向	施策の内容	担当課
<b>【重点】</b> ①働く場の開拓	○町内の企業へアンケート調査等実施し、障害者雇用に関するニーズを探るなど、町に必要な働く場の検討を関係機関や住民とともに進めます。 ○障害者の就労について広域的視点をもって取り組みます。具体的には公共職業安定所（ハローワーク）や就業・生活支援センター等と連携し、商工会等の事業主に対し、障害者雇用に関する啓発・アドバイスや障害者雇用に伴う各種助成制度の情報提供を続けます。 ○農業分野等で障害者の特性に応じた就労の可能性を検討します。	健康福祉課 まちづくり課 農林水産課
②雇用の場の拡大の支援	○事業所が作業メニュー及び作業量の拡大に向けた対応策を実施できるよう支援します。 ○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律に基づき、障害者就労施設等が提供する物品やサービスの優先調達を推進します。	健康福祉課

○中土佐はたらくチャレンジプロジェクト<sup>※1</sup>

町内での、社会参加の場・地域活動に参加する機会・一般就労に向けて働く経験が出来る場を提供する取り組みのこと。

○農福連携<sup>※2</sup>

障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取り組みのこと。

## 9 基本目標6 保健・医療の充実

障害者にとって、疾病等の影響を軽減し、健康を維持することは、自分らしく生活するうえでの重要な課題です。また、人生のいずれの時期に障害が発生しても安心して生活できるよう、必要な時期に適切な治療や指導・情報提供等が受けられる体制づくりが求められています。

障害の原因の一つとなる疾病等の予防、早期発見・早期療育・治療を図るとともに、障害者の心身の健康の維持・増進・回復を図るため、関係機関と密に連携しながら、ライフステージや心身の状況に応じた保健・医療サービス、医学的リハビリテーション等の充実に努めていきます。

### (1) 健康づくりの充実、障害の早期発見・早期療育体制の充実

#### 現状と課題

町では、乳幼児健診や予防接種、成人対象の各種健（検）診、健康教育等の保健事業を展開しています。また、中土佐町健康増進計画では、ライフステージ別に目標を掲げ、生活習慣病の予防などに取り組んでいます。

乳幼児健診では、子育て支援センター・保育所と連携し、子どもの状況把握を行っています。過去5年間の受診率では1歳6か月健診・3歳児健診ともに、ほぼ100%となっています。平成30年度より幼児健診に言語聴覚士による個別相談を導入し、保護者へのより具体的な助言や早期療育に繋がる適切な支援を受けることができるようになっていきます。配慮が必要な乳幼児に対しては、須崎福祉保健所が実施している『子どもの発達相談』を紹介し、保護者と一緒に子どもの発達状況を共有することや必要に応じて専門機関を紹介することにより、心身の発達を促進するとともに早期療育や育児支援を行い、健全な育成を図っています。

また、乳幼児健診が未受診の方については、理由の把握と受診の勧奨、精密検査の受診確認等を行い、疾病等の発見が遅れないように努めています。また、適宜家庭訪問を通じて保護者の不安等への対応を行っています。

中土佐町特定健康診査等実施計画及び健康増進計画に基づき、特定健診・がん検診の受診勧奨と、特定保健指導<sup>※1</sup>の実施に取り組んでいます。また、特定保健指導により、対象者と一緒にメタボリックシンドローム<sup>※2</sup>の改善に取り組んでいます。

令和元年度における特定健診受診率は45.9%（法定報告）、各がん検診の受診率は15～29%（出典：地域保健・健康増進事業報告）となっており、未受診者に対する効果的な受診勧奨が必要です。また、高齢者の健康増進については、介護保険事業と合わせて一体的に行う新たな取り組みが国から示され、取り組みを検討していく必要があります。

#### ○特定保健指導<sup>※1</sup>

特定健康診査の結果、メタボリックシンドローム該当者及びその予備群となった方々に対して、一人一人の状態にあった生活習慣の改善に向けたサポートを実施すること。

#### ○メタボリックシンドローム<sup>※2</sup>

内臓脂肪型肥満（内臓肥満・腹部肥満）に高血糖・高血圧・脂質異常症のうち2つ以上を合併した状態をいう。

## 今後の取り組み

施策の方向	施策の内容	担当課
①健康増進、疾病予防、介護予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○健康増進法や中土佐町健康増進計画、中土佐町特定健康診査等実施計画の事業を推進し、疾病の予防に取り組みます。</li> <li>○高齢者保健福祉計画並びに介護保険事業計画に基づき介護予防事業等を推進します。</li> </ul>	健康福祉課
②障害の早期発見・早期療育体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○妊産婦、乳幼児に対して、健康診査、健康相談、健康教育等の母子保健事業の推進に努めます。</li> <li>○教育委員会と連携し、就学前から、適切な支援につなげることができるよう、発達障害等について早期発見に取り組みます。</li> <li>○乳幼児健診を受けることで、早期療育<sup>※1</sup>に繋がり、適切な支援を受けることができるように努めます。</li> <li>○学童保育や地域活動支援センター、地域生活支援事業における日中一時支援事業等を活用し、放課後や長期休暇中等における障害児の活動の場の確保に努めます。</li> <li>○乳幼児・学童・思春期に関わる支援者の研修会等の機会の確保に努め、連携を強化します。</li> </ul>	健康福祉課 教育委員会

○療育<sup>※1</sup>

「療」は医を、「育」は養育・保育・教育を意味し、障害のある児童及びその家族に関し心配ある方などを対象として、障害の早期発見・早期治療又は訓練による障害の軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談、指導、診断、検査、訓練等の支援を行うこと。

(2) 精神保健福祉対策の推進

現状と課題

精神障害者への理解を始めとする精神障害者施策は、身体・知的障害者と比べると十分とはいえない状況にあります。

取り組みとして、住民向けに相談先一覧表を配布し相談窓口の周知を図っています。また、精神障害について住民が知る機会ができ、相談先を知ることができるため、平成28年度より町の広報誌で精神疾患等の掲載を行いました。地域ふくし推進委員向けに、精神障害の理解についての研修を実施しました。

地域活動支援センターつどい処では、平成26年度から依存症をテーマに町内で講演会を継続的に実施し、高次脳機能障害<sup>\*1</sup>の家族ミーティングを定期的を開催しています。

今後もあらゆる機会を通じて、より広く精神障害者への理解を深めるための啓発の充実が必要となっています。

今後の取り組み

施策の方向	施策の内容	担当課
①心の健康と精神障害に関する普及啓発	○研修会や交流会を通じて、精神障害に関する正しい理解と支援について普及啓発していきます。	健康福祉課
②相談対応や訪問による支援の推進	○精神保健に関するあらゆる相談窓口の周知に努めます。 ○関係機関と連携しながら速やかな相談対応や必要時には訪問により支援していきます。	健康福祉課

○高次脳機能障害<sup>\*1</sup>

頭部外傷、脳血管障害等による脳の損傷の後遺症として、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などの認知障害が生じ、これに起因して、日常生活・社会生活への適応が困難になる障害。

## (3) 医療・リハビリテーションの充実

## 現状と課題

町内の医療機関は診療科目が限られており、医療・リハビリテーションを受けるためには町外に通う必要があり、負担も大きくなっています。安心できる在宅療養を送るには訪問看護や訪問リハビリも必要ですが、現在は町外の病院に頼っており確保しにくい現状です。

障害児については、障害児通所サービス（児童発達支援※<sup>1</sup>、放課後等デイサービス※<sup>2</sup>）や、医療機関における言語発達の訓練等を活用し、早期治療や療育に取り組んでいます。しかし、放課後等デイサービス事業所は高幡圏域では2か所しかなく、また言語発達訓練は近隣病院にあるものの、利用希望者が多く利用しづらい状況があり、サービスの提供体制が求められています。

## 今後の取り組み

施策の方向	施策の内容	担当課
①医療費の助成とリハビリテーションの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療費の助成※<sup>3</sup>について、制度の周知に努めます。</li> <li>○介護保険制度との連携を図りつつ、利用できる事業所の周知と啓発に努めます。</li> <li>○自立訓練等の障害福祉サービスが必要な方には計画相談によるアセスメント※<sup>4</sup>を経た後、速やかなサービス支給決定を行い、利用につなぎます。</li> </ul>	健康福祉課

○児童発達支援※<sup>1</sup>

P99 参照。

○放課後等デイサービス※<sup>2</sup>

P99 参照。

○医療費の助成※<sup>3</sup>

重度心身障害児・者医療費助成事業（福祉医療）、特定医療費指定難病、小児慢性特定疾病医療費、自立支援医療の助成制度で、高齢者・乳幼児・子ども・障害者・母子家庭等の方に、医療保険の自己負担分の一部を助成する制度。重度心身障害児・者医療費助成事業（福祉医療）とは、身体障害者手帳1、2級の障がい者が医療を受けた場合に、町が独自の制度として助成を行っている。

○アセスメント※<sup>4</sup>

支援過程の第一段階において、利用者が何を求めているのか正しく知ること、そしてそれが生活全般の中のどんな状況から生じているかを確認すること。利用者の問題の分析から援助活動の決定までの事をさし、援助活動に先立って行われる一連の手続きをいう。

## 10 基本目標7 生活環境の整備

障害者が、地域で安全に安心して暮らしていくためには、生活基盤である暮らしやすい住宅の確保や生活空間のバリアフリー化、防災・防犯・交通安全面での障害者への配慮などが欠かせません。

このため、障害者を始めとするすべての人が快適に暮らせるよう、住宅や公共施設、道路、交通機関などの環境整備を進めるとともに、地域をあげた防災・防犯対策、支援体制づくりに努めます。

### (1) 生活・交通環境整備の促進

#### 現状と課題

町では、重度心身障害者や介護保険の認定を受けた方を対象に「住宅改造支援事業」を実施し、本人及び介護者の負担軽減を図り、要介護者の福祉の推進を図っています。

障害者を始め、誰もが地域で安心・快適に暮らすことができるよう、町営住宅の耐震性の向上や、障害特性に配慮した施設整備が求められていることから、今後計画する町営住宅については、高齢者や障害者等に配慮した最新の基準を取り入れることが重要です。

また、高齢の方や障害者等の生活を支えていくうえで、安全な移動手段の確保は欠かせないものであり、本町では、公共交通再編計画を作成し、地域コミュニティバスの運行を行っています。

しかしながら、現行の路線バスやコミュニティバスでは支援できない方がおり、引き続き交通手段の確保が重点課題となっています。

## 今後の取り組み

施策の方向	施策の内容	担当課
①町営住宅の整備	○今後新築する町営住宅については、高齢者や障害者に配慮し、階段・浴室・トイレ等における手すりの設置、床の段差解消等のバリアフリー化仕様の住宅を整備します。	企画課
②障害者にやさしい家づくり	○現在、重度心身障害者を対象に、「住宅改造支援事業 <sup>※1</sup> 」等を行っており、また手すりなどの軽微な住宅改修には「日常生活用具給付事業」で対応しています。今後も現事業を継続して行います。	健康福祉課
③住まいに関する相談や紹介をする窓口の整備	○障害者の住宅ニーズに対応するため、住宅改造や障害者が入居可能な住宅、保証人の情報提供や地域住民に対する障害者への理解の啓発に努めます。 ○障害者生活支援センター結が窓口となり、関係機関や専門家と連携しながら、相談体制を充実します。	健康福祉課 企画課
④交通環境の整備と安全の確保	○交通弱者 <sup>※2</sup> に配慮した公共交通の再編について検討していきます。	健康福祉課 企画課

○住宅改造支援事業<sup>※1</sup>

身体障害児・者を含む世帯において、障害者等が居住する住宅を当該障害者等の身体の状況等に応じて安全かつ利便性に優れたものに改修又は改築する事業のこと。

○交通弱者<sup>※2</sup>

自動車中心社会において移動を制約される人という意味、または交通事故の被害に遭いやすい人という意味でつかわれる。

## (2) 防災・安全対策の推進

### 現状と課題

災害時に自力で迅速な避難行動をとることが困難な方に対する避難支援等の強化が急務となっています。

平成25年6月に施行された、改正災害対策基本法において、避難行動要支援者<sup>※1</sup>名簿の作成が市町村へ義務付けられ、同意を得た名簿を避難支援等関係者に提供できることが法的に位置づけられました。

町では、町職員を地域防災担当職員として町内各地区に配置し、関係機関と連携して避難行動要支援者名簿に登録された方の個別避難支援計画作成・更新を行っています。

また、警察署が発行する広報誌や、須崎地区地域安全協会による定期的な特殊詐欺防止の講話など、防犯知識の普及啓発が図られています。しかし、振り込め詐欺については、新しい手口が次々と発生しているため、被害にあわないよう常に新しい情報を周知していく必要があります。

緊急通報サービス<sup>※2</sup>については、携帯電話を所持している方も多く、利用者は減少傾向にありますが、在宅生活維持のためには必要な事業と考えるため、事業の普及啓発が必要と考えます。

---

#### ○避難行動要支援者<sup>※1</sup>

災害時に危険を察知したり状況判断することが困難、また、自力で避難することが困難な高齢者や障害者など、在宅で生活している方が対象となる。

#### ○緊急通報サービス<sup>※2</sup>

ひとり暮らし高齢者や障害者の方が地域で安心して生活できるように緊急通報装置を貸与し、緊急時の対応、日常生活の相談、健康相談等のサービス事業のこと。

## 今後の取り組み

施策の方向	施策の内容	担当課
<p>【重点】</p> <p>① 南海トラフ地震等災害への備え</p>	<p>○中土佐町災害時要配慮者避難支援計画に基づき、避難支援体制を整えます。</p> <p>○避難時や避難所において、障害の特性に応じた適切な配慮が行われるよう、平時から自助・共助の意識啓発を行っていきます。</p> <p>○福祉避難所<sup>※1</sup>の開設運営訓練を支援します。</p> <p>○災害時における情報収集、交通の途絶時の救急・救助・消火活動を迅速かつ的確に行うため、高知県、警察、自衛隊等の空輸手段を保有する機関と連携して救急・救助・消火活動が行えるよう近隣市町とも連絡調整を図っていきます。</p> <p>○災害時、中土佐町社会福祉協議会が災害ボランティアセンター<sup>※2</sup>を速やかに設置・運営ができるよう、平時から中土佐町社会福祉協議会や関係機関との連携強化に努めます。</p>	健康福祉課 総務課
② 安全対策の充実	<p>○緊急通報サービス事業を継続します。</p> <p>○須崎地区地域安全協会との連携を密にし、防犯対策を進めます。</p> <p>○障害者自身も防犯対策を講じることができるよう防犯知識の普及・啓発を積極的に進めます。</p> <p>○防犯カメラ設置を促進し、人員不足を補うとともに地域の見守り力の向上を図ることも検討していきます。</p>	健康福祉課 総務課

○福祉避難所<sup>※1</sup>

自治体が指定した学校施設や福祉事業所などの避難所での避難生活が困難な高齢者や障害者など、特別の配慮を必要とする方が避難する施設のこと。

○災害ボランティアセンター<sup>※2</sup>

災害時に設置される被災地での防災ボランティア活動を円滑に進めるための拠点。

## 第4章 中土佐町第6期障害福祉計画

### I 基本的な考え方

障害の有無に関わらず、すべての住民が社会を構成する一員として、相互に尊重し合いながら共生する社会、「ともに生きるまち」の実現を目指しています。本計画では、障害のある人の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に関わる令和5年度までの数値目標を設定するとともに、障害福祉サービス等を提供するための体制の確保が計画的に図られることを目的とします。

#### 【基本指針の主なポイント】

障害福祉計画は、国の定める基本指針（厚生労働大臣告示）を踏まえて策定することとなっており、直近の障害保健福祉施策の動向を踏まえて基本指針は3年毎に見直されています。第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の策定に当たっての基本指針は下記のようになっています。

地域における生活の維持及び継続の推進	入所等から地域生活への移行について、日中サービス支援型指定共同生活援助により常時の支援体制を確保すること等により、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるような体制を確保すること。
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、包括的かつ継続的な地域生活支援体制整備を今後とも計画的に推進する観点から、精神障害者の精神病床から退院後の地域における定着に関すること、アルコール、薬物及びギャンブル等を始めとする依存症対策を推進すること。
福祉施設から一般就労への移行等	「一般就労への移行」における就労移行支援事業の取り組みを更に進めること。就労定着支援の更なるサービス利用を促すため、利用者数を成果目標として追加するとともに、定着率の数値目標については、平成30年度報酬改定の内容に合わせて設定すること。
「地域共生社会」の実現に向けた取り組み	引き続き地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組むこと。

発達障害者支援の一層の充実	発達障害者等に対する支援に関して、ペアレントプログラム <sup>※1</sup> やペアレントトレーニング <sup>※2</sup> 等の支援体制を確保すること及び発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保すること。
障害児のサービス提供体制の計画的な構築	聴覚障害児を含む難聴児の支援に当たっては、保育、保健医療、教育の関係機関と連携し、切れ目のない支援を行うこと。 児童発達支援センターの地域支援機能を強化することにより、障害児の地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進すること。 障害児入所支援については、入所している児童が18歳以降になった場合についても適切な場所で適切な支援を受けることができるよう、都道府県と市町村に加え、学校、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等の関係機関の参画を得て、18歳以降の支援のあり方について、適切な時期に必要な協議が行われるような体制整備を図ること。
障害者による文化芸術活動の推進	障害者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進に関して、都道府県による障害者の文化芸術活動を支援するセンターの設置及び広域的な支援を行うセンターの設置を推進すること。 読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第四十九号）を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進する必要があること。
障害福祉サービスの質の確保に関すること	近年、障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供をすることが必要であることから、障害福祉サービス等の質の向上させるための体制を構築すること。
障害福祉人材の確保に関すること	障害福祉サービス等の提供を担う人材を確保するため、研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等に、関係者が協力して取り組むことが重要であること。

○ペアレントプログラム<sup>※1</sup>

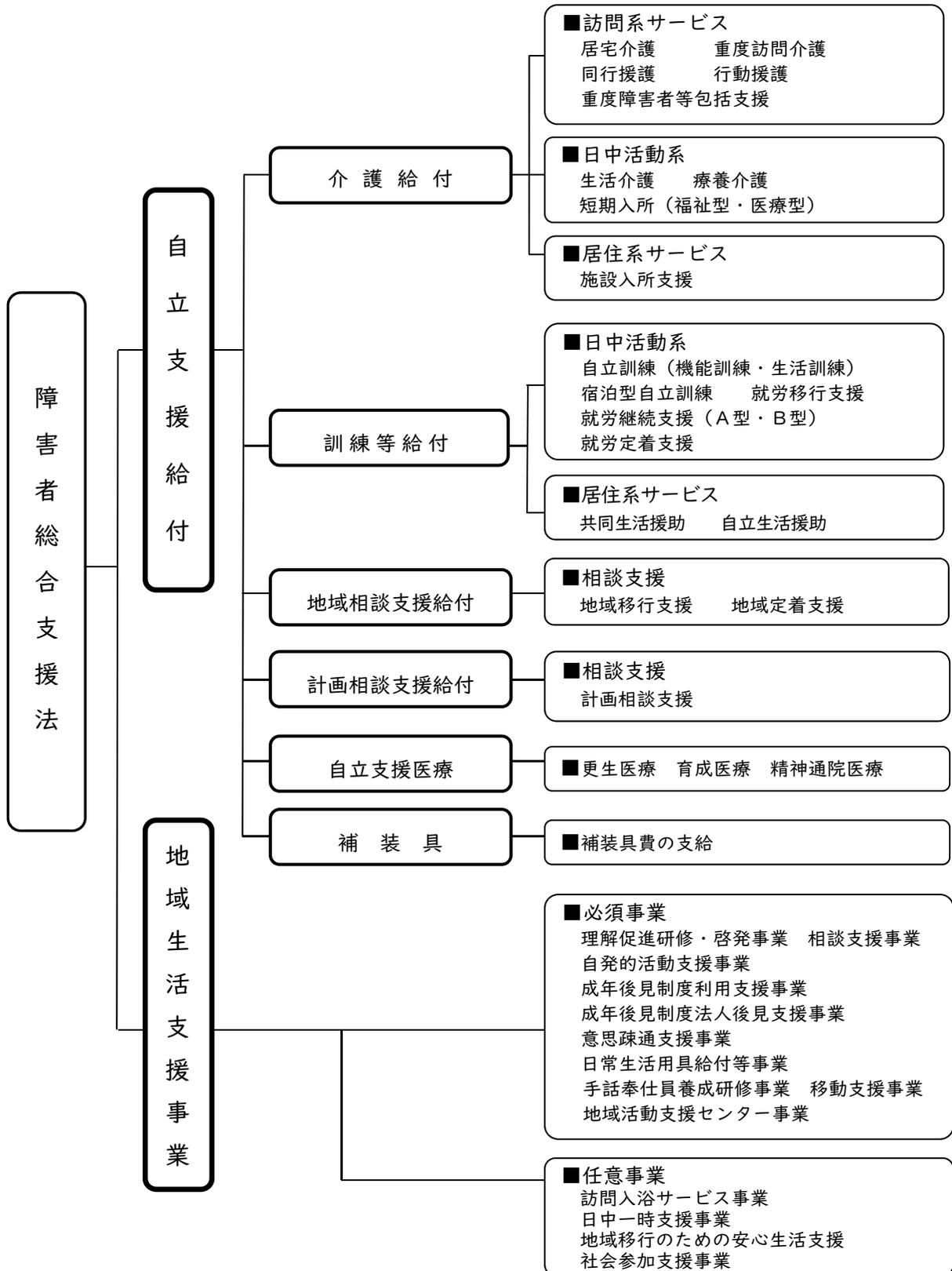
育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラム。

○ペアレントトレーニング<sup>※2</sup>

保護者の方々が子どもとのより良いかわり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、楽しく子育てができるよう支援する保護者向けのプログラムのこと。

## 2 障害福祉サービスと地域生活支援事業について

### ■体系図



### 3 第6期の目標

#### (1) 施設入所者の地域生活への移行

障害者の地域生活への移行をすすめる観点から、自立訓練サービス等を利用し、グループホームや自宅などに移行するの者の数を見込むものです。

#### ■第5期の実績

令和元年度、施設入所者のうち1人が地域移行となりましたが、目標値3人を達成できない見込みです。また、施設入所者数についても、施設から入院した方や在宅から施設入所となった方等もあり、目標達成には至りませんでした。

	基準となる数値	第5期計画	
		目標値	実績見込み
地域移行者	16人	3人	1人
	平成28年度末時点 施設入所者数	令和2年度末までに 地域移行する人の数	
施設入所者数	16人	16人	18人
	平成28年度末時点 施設入所者数	令和2年度末の 施設入所者数	

■第6期の目標

国の基本指針に基づき目標値を設定します。中土佐町の令和元年度末時点の施設入所者数は18人です。地域生活への移行は、引き続き地域生活への移行支援を続け、対象者の状況に応じた円滑移行を図ります。また、施設入所者の削減見込みは、入所待機者がいること等を踏まえ、施設入所者を現状の水準で維持することを目標とします。

【施設入所者目標値と地域移行者数目標値】

項 目	数 値	考 え 方
令和元年度末時点の施設入所者数	18人	令和元年度末の施設入所者数
令和5年度末時点の施設入所者数	18人	令和5年度末時点の施設入所者数 18人×98.4%（1.6%減）=18人
【目標値】 施設入所者数の削減見込と削減割合	0人	差引減少数と削減割合
	0%	
【目標値】 令和5年度末までの地域生活移行者数と割合	0人	施設入所からグループホーム等に移行する人数
	0%	

国の基本指針

- ・施設入所者数：令和元年度末時点で施設入所者数の6%以上移行
- ・施設入所者数：令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減

## (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者の一層の地域移行を進めるための地域づくりを推進する観点から、精神障害者が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障害福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指すため、町において保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置することを目標とします。

### ■第5期の実績

本町においては、令和2年度末までに保健所、医療（病院）、福祉関係者（相談支援事業所）等の協議の場（中土佐町精神医療と地域の連携会議）を1か所設置しています。

【目標】 令和2年度末までに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置

【実績】 1か所設置

### ■第6期の目標

精神医療と地域の連携会議による協議の場を活用し、中土佐町障害者地域自立支援協議会の専門部会や、福祉関係者（中土佐町社会福祉協議会地域福祉担当）等も参加し、地域包括ケアシステム構築に向けた検討を行っていきます。

目標	協議の場（精神医療と地域の連携会議）を活用し、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。
----	--

### 国の基本指針

- ・市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置（継続）

### (3) 地域生活支援拠点等の整備

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住生活のための機能（相談、体験の機会や場、緊急時の受入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情の応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するものです。

#### ■第5期の実績

高幡圏域で地域生活支援拠点整備に向けた検討を行い、緊急時・通常時受け入れに対する体制整備を行っています。

【目標】 令和2年度末までに地域生活支援拠点等の整備ができるよう、圏域での協議を行う

【実績】 圏域で協議中

#### ■第6期の目標

地域生活支援拠点等の整備について、引き続き圏域での協議を図り、令和5年度末までに1か所設置を目標とします。

項 目	数 値	考 え 方
地域生活支援拠点等の設置数	1か所	高幡圏域での整備

#### 国の基本指針

- ・令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本とする。

## (4) 福祉施設から一般就労への移行促進

福祉施設を退所し、就労移行支援事業所等を通じて、企業等に就職した人や在宅で就労した人（農林漁業や家業への従事を含む）及び自ら起業した人等について見込むものです。

## ■第5期の実績

一般就労への移行者は実績1人で目標値に達しています。

	基準となる数値		第5期計画	
			目標値	実績見込み
福祉施設から一般就労への移行促進	一般就労への移行者	1人	1人	1人
		平成28年度に移行した人の数	令和2年度末までに地域移行する人の数	

## ■第6期の目標

本町の福祉施設から一般就労への移行者数は、これまでの実情を踏まえ、令和5年度中の移行者数は3人を目標とし、障害者就業・生活支援センターとも連携します。

就労移行支援事業は令和3年度まで利用を見込んでいますが、令和5年度中に一般就労への移行はなしと見込んでいます。また、就労継続支援A型事業所は令和5年度中の一般就労へ移行はなしと見込んでいます。

就労継続支援B型事業所の利用者で、令和元年度に一般就労へ移行した人は1人でしたので、1.23倍以上の3人を目標とします。

就労定着支援事業は令和5年度には利用者は0人ですが、令和4年には対象者を1名見込んでいます。

### 【一般就労への移行者数目標値と就労移行支援事業利用者数目標値】

項 目	目標値
令和5年度中に 一般就労への移行者数	3人 (1人)
令和5年度中に 就労移行支援事業利用者から一般就労へ移行した人数	0人 (0人)
令和5年度中に 就労継続支援A型利用者から一般就労へ移行した人数	0人 (0人)
令和5年度中に 就労継続支援B型利用者から一般就労へ移行した人数	3人 (1人)
令和5年度中に 就労定着支援事業利用者数	0人

※（）内は令和元年度の数値

### 国の基本指針

- ・一般就労への移行者数：令和元年度の1.27倍以上
- ・就労移行支援事業利用者から一般就労への移行者数：令和元年度の1.30倍以上
- ・就労継続支援A型利用者から一般就労への移行者数：令和元年度の1.26倍以上
- ・就労継続支援B型利用者から一般就労への移行者数：令和元年度の1.23倍以上
- ・就労定着支援事業の利用者数については、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。(新規)
- ・就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。(新規)

## (5) 相談支援体制の充実・強化等

障害者が地域において自立した日常生活または社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保だけでなく、当事者が抱える複合的な課題やニーズを把握し、適切な保健・医療・福祉サービスにつなげる等、関係機関との連携を行うことができてくる相談支援体制の構築が不可欠です。そのために、総合的な相談支援体制、専門的な指導・助言及び人材育成等の強化・充実に向けた目標とします。

### ■第6期の目標

相談支援体制の取り組みについては、相談支援事業所と連携をし、対象者の課題やニーズ把握に努め、中土佐町権利擁護支援センター等から、個別事例における専門的な指導及び助言を受けることで、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた取り組みを進めていきます。

#### 国の基本指針

- ・令和5年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保する。(新規)

## (6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

近年の障害福祉サービス等の提供体制は、多様化するとともに多くの事業者が参入しています。その中で、利用者が必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、障害福祉サービス等の質の向上を図る体制の構築を目標とします。

### ■第6期の目標

町職員が、高知県が主催する障害福祉サービス等に係る各種研修に積極的に参加して理解を深めることや、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有を行い、適正な運営を行う事業者を確保することにより、障害福祉サービス等の質の向上を図ります。

#### 国の基本指針

- ・令和5年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制を構築する(新規)

## 4 障害福祉サービスの実績と見込み

### (1) 訪問系サービス

#### ■サービス内容

居宅介護	居宅で入浴や排泄、家事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事や、生活等に関する相談・助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の障害により行動上著しい困難を有し、常時介護を必要とする人が対象です。居宅で入浴や排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事や、生活等に関する相談・助言その他の生活全般にわたる援助、外出時における移動中の介護を総合的にを行います。
同行援護	視覚障害のため、移動に著しい困難を有する人が対象です。外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護、その他外出する際に必要な援助（代読・代筆等）を行います。
行動援護	知的障害や精神障害のため、行動に著しい困難があり、常時介護を必要とする人が対象です。行動する際の危険を回避するために必要な援護、外出時には移動中の介護や、排泄、食事等の介護その他の必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とし、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺で寝たきりの状態にある人、知的障害や精神障害により行動上著しい困難を有する人が対象です。居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活援助、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を包括的に提供します。

### ■第5期実績と課題

見込み量に対し、平成30年度、令和元年度の実績は概ね少ない件数で推移しています。

65歳を迎える方には対象者に合ったサービスの利用ができるように介護部門と連携してすすめており、65歳以上でも対象者によっては継続して障害福祉サービスを利用している方もいます。

また、サービスの利用を希望していたが、ヘルパー不足により利用ができなかったケースもあったことから、ニーズに対する人員不足が課題となっています。

#### 【訪問系サービス実績値】

項 目		平成30年度 (2018)		令和元年度 (2019)		令和2年度 (2020)	
		実人数 (人/月)	延べ時間 (時間/月)	実人数 (人/月)	延べ時間 (時間/月)	実人数 (人/月)	延べ時間 (時間/月)
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	見込	14	79	15	83	15	91
	実績	9	65	9	85	11	66

※令和2年度の実績数値は、4月～9月の値です。

### ■第6期サービスの見込み量の定め方と方針

利用者が65歳以上になっても継続利用が見込まれます。生活の自立により単身生活または施設から在宅生活への移行により、新たにサービス利用が見込まれる方もいます。

#### 【訪問系サービス見込】

項 目		令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
		実人数 (人/月)	延べ時間 (時間/月)	実人数 (人/月)	延べ時間 (時間/月)	実人数 (人/月)	延べ時間 (時間/月)
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援		14	177	14	177	14	177

#### (確保の方策)

- 計画相談を通じ、利用者の意向を把握しながら、一人ひとりのニーズに応じたサービスの量の確保に努めます。
- 制度やサービスの周知に努めます。
- 町内及び近隣市町村でサービス提供事業所が確保できるよう、適切な予算措置を行います。

(2) 日中活動系サービス

■サービス内容

生活介護	常時介護を必要とする方が対象です。主に昼間、入浴、排泄及び食事等の介護、調理や洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動や生産活動の機会の提供、その他の身体機能や生活能力向上のために必要な援助を行います。
自立訓練 (機能訓練)	身体障害や難病を有する方などが、障害者支援施設や障害福祉サービス事業所に通所、または同施設・事業所が当該障害者の居宅を訪問し、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談や助言、その他の必要な支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障害や精神障害を有する方が、障害者支援施設や障害福祉サービス事業所に通所、または同施設・事業所が当該障害者の居宅を訪問し、入浴や排泄、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談や助言その他の必要な支援を行います。
宿泊型自立訓練	知的障害や精神障害を有する方に、障害福祉サービス事業所等の居室その他の設備を利用してもらいながら、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談や助言その他の必要な支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障害者であり、一般就労が可能と見込まれる方が対象です。生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供を通し、就労に必要な知識、能力向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援を行います。就職後には職場定着のために必要な相談その他の必要な支援を行います。
就労継続支援 (A型)	一般就労が困難な障害者に、雇用契約等に基づく生産活動その他の活動の機会を提供します。また、適切な支援等により一般就労が可能な方については、就労に必要な知識・技術の習得や能力向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。
就労継続支援 (B型)	就労経験はあるものの、年齢その他の理由により一般就労が困難な障害者や、就労移行支援で一般就労に至らなかった方、その他通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に、生産活動その他の活動の機会を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。
就労定着支援	障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護、日常生活上の世話その他必要な医療を受け、常時介護を要する方が対象です。主に昼間、上記の支援を行うとともに、医療に係るものを療養介護医療として提供します。
短期入所 (福祉型・医療型)	居宅で介護を行う人が、疾病その他の理由により介護を行うことができない場合等に、支援を必要とする方が、障害者支援施設や児童福祉施設に短期間入所(宿泊)するもので、入浴や排泄、食事の介護その他の必要な支援を行います。

### ■第5期の実績と課題

平成30年度、令和元年度の実績に関して、就労定着支援、就労移行支援以外のサービスについては、見込み量に対し、バラつきはあるものの、概ね同程度で推移しています。(就労定着支援については実績なし。)

就労継続支援について、町内の就労継続支援B型事業所では利用者の減少や高齢化、支援員の不足等が課題となっています。

一般就労への移行に関しては、就労継続支援A型事業所が圏域内に1か所しかないため、段階的な移行が困難であることが課題となっています。

#### 【日中活動系サービス実績値】

項 目		平成30年度 (2018)		令和元年度 (2019)		令和2年度 (2020)	
		実人数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	実人数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	実人数 (人/月)	利用日数 (人日/月)
生活介護	見込	22	421	22	421	20	375
	実績	19	540	20	370	18	350
自立訓練 (機能訓練)	見込	1	20	0	0	0	0
	実績	1	12	1	3	0	0
自立訓練 (生活訓練)	見込	1	21	1	21	0	0
	実績	1	20	1	12	0	0
就労移行支援	見込	0	0	1	20	2	40
	実績	1	3	1	2	1	22
就労継続支援 (A型)	見込	3	60	3	60	3	60
	実績	2	42	2	37	1	20
就労継続支援 (B型)	見込	39	629	39	629	38	604
	実績	40	593	38	612	37	609
就労定着支援	見込	3	10	1	4	2	6
	実績	0	0	0	0	0	0
療養介護	見込	2		2		2	
	実績	2		2		0	
短期入所 (ショートステイ)	見込	4	12	3	11	3	11
	実績	1	2	1	7	1	7

※令和2年度の実績数値は、4月～9月の値です。

### ■第6期サービスの見込量の定め方と方策

生活介護は、新たに施設へ入所する方や、高齢障害者の介護保険サービスへの移行を見込んでいます。

自立訓練、療養介護、短期入所は、現状の利用実績に大きな変化がないと見込んでいます。

就労継続支援は、B型を新たに利用される方や、一般就労への移行を見込んでいます。

就労定着支援は、成果目標に沿って、今後、一般就労への移行が見込まれる方の利用を見込んでいます。

#### 【日中活動系サービス見込】

項 目	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	実人数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	実人数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	実人数 (人/月)	利用日数 (人日/月)
生活介護	20	447	20	447	20	447
自立訓練（機能訓練）	0	0	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	2	44	2	44	0	0
就労移行支援	3	66	1	22	1	22
就労継続支援（A型）	1	22	1	22	1	22
就労継続支援（B型）	47	876	48	919	49	875
就労定着支援	0	0	1	1	1	1
療養介護	2		2		2	
短期入所（ショートステイ）	2	14	2	14	2	14

#### （確保の方策）

- 相談支援事業所、公共職業安定所（ハローワーク）、特別支援学校、障害者就業・生活支援センター等の関係機関の連携強化を図り、就労に向けての支援を行います。
- 中土佐町障害者地域自立支援協議会を活用し、商工関係団体等と就労継続支援事業所をつなぎ、就労継続支援事業所の業務が確保できる体制づくりに努めます。
- 就労定着支援事業のサービス提供事業所の確保及びサービス内容の周知と利用ニーズの把握に努めます。
- 中土佐町障害者優先調達推進方針に基づき、障害者支援施設等からの物品等の調達に努めます。

## (3) 居住系サービス

## ■サービス内容

自立生活援助	集団生活ではなく一人暮らしを希望する障害者のうち、知的障害や精神障害により理解力や生活力などが十分でなく、一人暮らしができない人のために、定期的な巡回訪問による生活の確認や必要な助言を行います。また、利用者からの相談・要請に応じて訪問、電話、メール等による随時の対応を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	障害により単身での生活が困難な方等に対し、主として夜間において、共同生活を営む住居において相談、入浴、排泄又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	地域での生活が困難な方等に対し、主として夜間において、入浴、排泄及び食事等の介護、生活等に関する相談・助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

## ■第5期実績と課題

見込み量に対し、平成30年度、令和元年度の実績は概ね同程度で推移しています。

中土佐町内には共同生活援助(グループホーム)がないため、利用者は近隣市町や高知市の共同生活援助(グループホーム)に入居しています。施設入所支援は、新たに入居を希望する場合、空床が無い場合入居を希望しても待機が必要であり、利用希望とサービス提供が結びつくまでに時間を要するケースが多いことが課題となっています。

## 【居住系サービス実績値】

項 目		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
		実人数(人/月)	実人数(人/月)	実人数(人/月)
自立生活援助	見込	0	0	0
	実績	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	見込	16	19	22
	実績	16	16	17
施設入所支援	見込	20	20	16
	実績	19	19	17

※令和2年度の実績数値は、4月～9月の値です。

■第6期サービスの見込量の定め方と方針

自立生活援助については、利用希望を見込んでいます。

共同生活援助（グループホーム）については、現状の状況に大きな変化がないと見込んでいます。

施設入所支援については、精神科病院からの移行者及び利用待機者を見込んでいます。

【居住系サービス見込】

項 目	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
	実人数(人/月)	実人数(人/月)	実人数(人/月)
自立生活援助	3	1	0
共同生活援助（グループホーム）	21	21	21
施設入所支援	18	18	18

（確保の方策）

- 町内には、共同生活援助施設はなく、利用者は町外にある施設を利用しています。町内に共同生活援助の施設整備を望む声もあり、地域生活移行の場とも考えられることから、施設整備を継続して検討するとともに、近隣市町の協力を得ながら、引き続きサービスの確保に努めます。
- 本人の希望や障害支援区分に応じたサービスが受けられるよう、また親の高齢化や親亡き後の課題等、個々のケースに応じた障害者の居住の場の確保に努めます。
- 施設入所については、現在の入所者や待機者の状況を把握し、入所の必要性を見極めながら、適切な時期に本人の状態に応じた施設が利用できるように努めます。

## (4) 相談支援

## ■サービス内容

計画相談支援	障害のある人に適切な保健、医療、福祉等のサービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮したサービス等利用計画の作成等を行うとともに、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直し（モニタリング）を行います。
地域移行支援	施設に入所している人や精神科病院に入院している人等に、地域生活へ移行するための相談や必要な支援等を行います。
地域定着支援	単身等で生活する障害のある人と常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際には、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。

## ■第5期実績と課題

計画相談支援は、利用者の身近な場所にある相談支援事業所がサービス等利用計画の作成を行っており、対象者に合ったきめ細やかな支援を行っています。今後も対象者のニーズに応じた対応をしていくためには、安定した相談支援専門員の確保が必要です。

地域移行支援では、施設からの退所を見込んでいましたが、サービス利用には至らず、実績はなしとなっています。町では精神科病院への長期入院している方への実態把握と生活支援に取り組んでおりますが、地域移行支援・地域定着支援のサービス利用には至っていません。

## 【相談支援実績値】

項 目		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
		実人数(人/月)	実人数(人/月)	実人数(人/月)
計画相談支援	見込	22	22	22
	実績	23	25	24
地域移行支援	見込	0	1	1
	実績	0	0	0
地域定着支援	見込	1	0	0
	実績	0	0	0

※令和2年度の実績数値は、4月～9月の値です。

### ■第6期サービスの見込量の定め方と方針

計画相談支援は、今後もサービスの新規利用者を見込んでいます。

地域移行支援は、精神科病院からの移行を見込んでいること、地域定着支援は、家族との同居生活から一人暮らしを希望している方の利用を見込んでいます。

#### 【相談支援見込】

項 目	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
	実人数(人/月)	実人数(人/月)	実人数(人/月)
計画相談支援	35	36	36
地域移行支援	2	1	0
地域定着支援	0	0	1

#### (確保の方策)

- 障害者が、障害特性に応じた支援を、ライフステージを通して総合的・計画的に受けることができる支援体制づくりに努めます。
- 必要な障害福祉サービスの利用が滞ることがないように、相談支援事業所の確保に努めます。
- 相談支援の質の向上を図るため、今後も人材育成に努めます。

## 5 地域生活支援事業の実績と見込み

### (1) 理解促進研修・啓発事業【必須】

#### ■事業内容

地域住民に対して、障害者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行い、共生社会の実現を図ります。

#### ■第5期実績と課題

普及啓発事業として、地域活動支援センターつどい処と依存症や発達障害に関する理解を深めるための講演などを行っていますが、別事業の予算で行っているため、実績値としては「無」となっています。今後も地域住民等が障害のある人への理解を深め、障害福祉が充実するように努めます。

項 目		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
		実施有無	実施有無	実施有無
理解促進研修 ・啓発事業	見込	有	有	有
	実績	無	無	無

#### ■第6期サービスの見込量の定め方と方針

項 目	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
	実施有無	実施有無	実施有無
理解促進研修・啓発事業	有	有	有

○町の広報誌や地域活動支援センターつどい処の発行物等を活用し、障害の理解に向けた啓発を図ります。

○「障害者の日<sup>※1</sup>」、「障害者週間<sup>※2</sup>」など地域住民が障害者問題に関心を持ちやすい時期に、広報への掲載や研修会の開催等に努めます。

#### ○障害者の日<sup>※1</sup>

1975年12月9日国際連合の第30回総会において障害者の権利に関する決議が採択された日のこと。

#### ○障害者週間<sup>※2</sup>

国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるため、「障害者の日」（12月9日）に代わるものとして、毎年12月3日から12月9日までの1週間のこと。

(2) 自発的活動支援事業【必須】

■事業内容

障害者やその家族、地域住民などが地域で自発的に行う活動（ピアサポート※<sup>1</sup>、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

■第5期実績と課題

地域活動支援センターと連携し、活動を支援します。  
地域住民や、当事者団体等への制度の周知が必要です。

項 目			平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
自発的活動支援事業	実施有無	見込	有	有	有
		実績	無	無	無

■第6期サービスの見込量の定め方と方針

項 目		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
自発的支援活動事業	実施有無	有	有	有

- 地域活動支援センターと連携し活動を支援します。
- 地域住民への制度の周知に努めます。

○ピアサポート※<sup>1</sup>

同じ問題を抱える者が集まり、それぞれの状況での自分の体験や行動、考えなどを披露し、互いに語り合うことにより支え合うこと。

## (3) 相談支援事業【必須】

## ■事業内容

## ①基幹相談支援センター等機能強化事業

相談支援機能の強化のため、相談支援機関に専門的職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）を配置するものです。

## ②住宅入居等支援事業

一般の賃貸住宅への入居に支援が必要な障害者などに入居契約の手続きの支援や生活上の課題に対して、関係機関から必要な支援を受けられるように調整を行います。

## ■第5期実績と課題

基幹型相談支援センターの業務内容とされている相談支援体制の強化の取り組みは、中土佐町障害者地域自立支援協議会の相談支援部会において検討しながら実施しており、総合的・専門的な相談支援の実施については、中土佐町権利擁護支援センター等と連携して取り組んでいます。

項 目			平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
基幹相談支援センター 等機能強化事業	実施有無	見込	無	無	無
		実績	無	無	無
住宅入居等支援事業	実施有無	見込	有	有	有
		実績	無	無	無

## ■第6期サービスの見込量の定め方と方針

項 目		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
基幹相談支援センター 等機能強化事業	実施有無	無	無	無
住宅入居等支援事業	実施有無	有	有	有

- 基幹相談支援センターの業務内容とされている相談支援体制の強化の取り組み等については、中土佐町障害者地域自立支援協議会の相談支援部会において、総合的・専門的な相談支援の実施については、中土佐町権利擁護支援センター等との連携により行っています。機能強化事業の見込は「無」にしていますが、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置も視野に入れ検討します。
- 一般住宅への入居に際し支援が必要な障害者に対し、相談支援事業者等による住宅入居等支援事業の活用が進むよう支援します。

## (4) 成年後見制度利用支援事業【必須】

## ■事業内容

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度<sup>※1</sup>を利用することが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援し、障害者の権利擁護を図ります。

## ■第5期実績と課題

令和元年度は成年後見制度利用促進の中核機関である権利擁護支援センターを通じて1件利用がありました。引き続き権利擁護支援センターと連携し、制度の利用促進を図る必要があります。

項 目		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
		実利用者数 (人)	実利用者数 (人)	実利用者数 (人)
成年後見制度利用支援事業	見込	1	1	1
	実績	0	1	0

※令和2年の実績の数値は、4月～9月の値です。

## ■第6期サービスの見込量の定め方と方針

項 目	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
	実利用者数 (人)	実利用者数 (人)	実利用者数 (人)
成年後見制度利用支援事業	1	1	1

○中核機関である権利擁護支援センターと連携し、対象者・住民・関係者への適切な情報提供に努め、成年後見制度の利用促進を図ります。

○成年後見制度の利用が必要な対象者が、利用ができるよう予算措置を行います。

○成年後見制度<sup>※1</sup>

判断能力が低下した認知症高齢者や知的障害のある人、精神障害のある人などを法的に保護し、支援するため、平成12年度に開始された制度。家庭裁判所により選任された後見人等が本人の意思を尊重し、法律行為の同意や代行などを行う。

## (5) 成年後見制度法人後見支援事業【必須】

## ■事業内容

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人の確保に努めるとともに、住民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ります。

## ■第5期実績と課題

中土佐町内では、後見業務を受任できる専門職が少なく、制度利用を必要とする障害者が必要な支援を受けることができる体制を整える必要があります。中土佐町では、平成29年度から中土佐町社会福祉協議会が受任を開始していますが、この事業の事業費を活用していないため実績は「無」となっています。

項 目		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
		実施の有無	実施の有無	実施の有無
成年後見制度法人後見 支援事業	見込	有	有	有
	実績	無	無	無

## ■第6期サービスの見込量の定め方と方針

項 目	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
	実施の有無	実施の有無	実施の有無
成年後見制度利用支援事業	有	有	有

- 権利擁護支援センターと連携し、法人後見団体や市民後見人の養成等に必要な支援体制を検討します。また、法人後見を進めるにあたり、必要に応じてこの事業の活用を検討します。

## (6) 意思疎通支援事業【必須】

## ■事業内容

日常生活を営む上で意思疎通を図ることに支障がある障害者等とその他の者の意思疎通を支援します。

- ①手話通訳者・要約筆記者派遣事業
- ②手話通訳者設置事業

## ■第5期実績と課題

必要に応じ、手話通訳や要約筆記の派遣について県への委託により実施しますが、利用には至っていません。対象者への利用に関する情報提供が不十分であることが考えられます。

項 目		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
		実施の有無	実施の有無	実施の有無
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	見込	有	有	有
	実績	無	無	無
手話通訳者設置事業	見込	有	有	有
	実績	無	無	無

## ■第6期サービスの見込量の定め方と方針

項 目		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
		実施の有無	実施の有無	実施の有無
手話通訳者・要約筆記者派遣事業		有	有	有
手話通訳者設置事業		有	有	有

- 手話通訳者や要約筆記の派遣について、高知県への委託により実施します。
- 必要に応じ、手話通訳者を町役場窓口に設置します。
- 利用に関する情報提供に努めます。

## (7) 日常生活用具給付等事業【必須】

### ■事業内容

#### ①介護・訓練支援用具

特殊寝台や特殊マットなど、障害者の身体介護を支援する用具や障害児が訓練に用いる椅子などを給付します。

#### ②自立生活支援用具

入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など、障害者の入浴・食事・移動等の自立生活を支援するための用具を給付します。

#### ③在宅療養等支援用具

電気式痰吸引器や盲人用体温計など、障害者の在宅療養等を支援するための用具を給付します。

#### ④情報・意思疎通支援用具

点字器や人工喉頭など、障害者の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具を給付します。

#### ⑤排泄管理支援用具

ストーマ用装具など、障害者の排泄管理を支援する衛生用品を給付します。

#### ⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修等）

障害者の居宅における円滑な生活動作等を図るため、小規模な住宅改修を行う際に、費用の一部を助成します。

## ■第5期実績と課題

継続的に用具を必要とする排泄管理支援用具が利用実績の大凡を占めており、今後もこの状況が続くと思われます。また、福祉用具等に関する情報の収集・周知する必要があり、ニーズに応じて給付品目の追加等見直しも必要です。

項 目		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
		利用件数 (件/年)	利用件数 (件/年)	利用件数 (件/年)
介護・訓練支援用具	見込	2	2	2
	実績	1	1	0
自立生活支援用具	見込	5	5	5
	実績	0	2	0
在宅療養等支援用具	見込	1	1	1
	実績	1	0	2
情報・意思疎通支援用具	見込	4	4	4
	実績	1	4	0
排泄管理支援用具	見込	160	160	160
	実績	150	171	102
居宅生活動作補助用具 (住宅改修等)	見込	1	1	1
	実績	1	0	0

項 目		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
		利用件数 (件/年)	利用件数 (件/年)	利用件数 (件/年)
日常生活用具給付等事業	見込	173	173	173
	実績	154	178	104

※令和2年の実数値は、4月～9月の値です。

■第6期サービスの見込量の定め方と方針

項 目		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
		利用件数 (件/年)	利用件数 (件/年)	利用件数 (件/年)
介護・訓練支援用具	見込	1	1	1
自立生活支援用具	見込	2	2	2
在宅療養等支援用具	見込	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	見込	4	4	4
排泄管理支援用具	見込	175	175	175
居宅生活動作補助用具 (住宅改修等)	見込	1	1	1

項 目		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
		利用件数 (件/年)	利用件数 (件/年)	利用件数 (件/年)
日常生活用具給付等事業	見込	185	185	185

○福祉用具等に関する情報の収集・周知徹底するとともに適切な予算措置を行います。

## (8) 手話奉仕員養成研修事業【必須】

## ■事業内容

聴覚障害者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修します。

## ■第5期実績と課題

参加ニーズが見込めず町単独での開催が困難であるため、圏域での合同開催について過去に検討しましたが、実施には至っていません。

項 目		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
		利用者数 (件/年)	利用者数 (件/年)	利用者数 (件/年)
手話奉仕員養成研修事業	見込	有	有	有
	実績	無	無	無

## ■第6期サービスの見込量の定め方と方針

項 目		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
		利用者数 (件/年)	利用者数 (件/年)	利用者数 (件/年)
手話奉仕員養成研修事業		有	有	有

○近隣市町と連携し、手話奉仕員養成研修の開催に努めます。

## (9) 移動支援事業【必須】

## ■事業内容

屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。

## ■第5期実績と課題

実利用者人数は見込みを上回る利用人数がありますが、延利用時間は見込みより少なくなっています。要因として、対象者の入院や新型コロナウイルス感染拡大の影響が考えられ、支給決定量と比較しても利用実績が少ない状況です。町内のヘルパー人員不足により、希望の日時の利用が難しいという課題もあります。

項 目			平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
移動支援事業	実利用者数 (人)	見込	1	1	1
		実績	2	4	2
	延利用時間 (時間/年)	見込	60	60	60
		実績	20	48	3

※令和2年の実績値は、4月～9月の値です。

## ■第6期サービスの見込量の定め方と方針

項 目		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
移動支援事業	実利用者数(人)	2	3	3
	延利用時間 (時間/年)	50	55	60

- ニーズの把握に努めるとともに、事業に関する情報提供に努めます。
- 障害者手帳の交付時に、窓口での適正な説明に努めます。
- 希望の日時に利用ができるよう町外のサービス提供事業所の活用に努めます。

## (10) 地域活動支援センター機能強化事業【必須】

## ■事業内容

障害のある人の地域生活を支援するために、創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流を促進する地域活動支援センターの機能を充実強化し、障害者の地域生活支援の促進を図ります。機能別にⅠ～Ⅲ型があります。

## ■第5期実績と課題

中土佐町にある地域活動支援センターつどい処はⅠ型です。継続した利用者が多く、利用者数は平成24年度の開所時より増加傾向で推移しています。

項 目			平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
地域活動支援 センター（Ⅰ型）※ <sup>1</sup>	実施箇所数 （箇所）	見込	1	1	1
		実績	1	1	1
	実利用者数 （人）	見込	80	80	80
		実績	76	77	68
地域活動支援 センター（Ⅱ型）※ <sup>2</sup>	実施箇所数 （箇所）	見込	0	0	0
		実績	0	0	0
	実利用者数 （人）	見込	0	0	0
		実績	0	0	0
地域活動支援 センター（Ⅲ型）※ <sup>3</sup>	実施箇所数 （箇所）	見込	0	0	0
		実績	0	0	0
	実利用者数 （人）	見込	0	0	0
		実績	0	0	0

※令和2年Ⅰ型の実人数の欄の値は、4月～9月の値です。

○地域活動支援センター（Ⅰ型）※<sup>1</sup>

専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及・啓発等の事業を実施する施設。

○地域活動支援センター（Ⅱ型）※<sup>2</sup>

地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施する施設。

○地域活動支援センター（Ⅲ型）※<sup>3</sup>

地域の障害者のための援護対策として、地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業（小規模作業所）の実績を5年以上有している等の条件を満たす事業者がサービスを実施する施設。

■第6期サービスの見込量の定め方と方針

項 目		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
地域活動支援 センター（I型）	実施箇所数（箇所）	1	1	1
	実利用者数（人）	80	80	80

○地域活動支援センターつどい処（I型）が、適切な運営が行えるよう、事業評価を行い、適切な予算措置を行います。

○適切な利用のための情報提供に努めます。

（11）任意事業

■事業内容

町が自主的に取り組む事業として、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な事業を実施します。

①訪問入浴サービス事業	居宅での入浴が困難な在宅の重度障害のある人の居宅を訪問し入浴介護を行います。
②日中一時支援事業	障害者の日中活動の場を確保し、介護者の一時的な休息を目的として実施します。
③地域移行のための安心生活支援	<p>障害者が地域で安心して暮らすための支援体制を整備することにより、障害があっても自ら選んだ地域で暮らしていけるよう、地域生活への移行や定着のための支援体制を整備するものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居室確保事業（緊急一時的な宿泊・体験的宿泊） 緊急一時的な宿泊や、地域での一人暮らしに向けた体験的宿泊を提供するための居室を確保するものです。</li> </ul>
④社会参加支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・声の広報等発行事業 視覚障害者に「広報なかとさ」を音訳等わかりやすい方法で提供します。</li> <li>・自動車運転免許取得・改造助成事業 障害者の自動車運転免許の取得及び身体障害者の自動車の改造に要する費用の一部を助成します。</li> </ul>

### ■第5期実績と課題

サービスが適切に利用できるよう情報提供が必要です。

町内に日中一時支援事業所がないため、近隣市町の事業所を利用し、実人数、実施個所ともに見込みを上回っています。

声の広報等発行事業は、当初のボランティアでの継続が難しく、安定した供給体制の整備が必要です。

訪問入浴サービスについては、利用希望があったため平成30年度より事業を開始しました。

項 目		平成30年度 (2018)		令和元年度 (2019)		令和2年度 (2020)	
		実人数 (人/年)	実施個所 (箇所)	実人数 (人/年)	実施個所 (箇所)	実人数 (人/年)	実施個所 (箇所)
訪問入浴サービス	見込						
	実績	1		1		1	
日中一時支援事業	見込	2	2	2	2	2	2
	実績	3	2	3	2	3	2
地域移行のための安心 生活支援	見込	3		3		3	
	実績	0		0		0	
社会参加支援事業	見込	1		1		1	
	実績	1		1		1	

※令和2年の実績実人数は、4月～9月の値です。

### ■第6期サービスの見込量の定め方と方針

項 目		令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
		実人数 (人/年)	実施個所 (箇所)	実人数 (人/年)	実施個所 (箇所)	実人数 (人/年)	実施個所 (箇所)
訪問入浴サービス		1		1		1	
日中一時支援事業		3	2	3	2	3	2
地域移行のための安心生活支援		1		1		1	
社会参加支援事業		1		1		1	

○ニーズの把握やサービス内容に関する情報提供に努めます。

○障害者手帳の取得時に適切な説明に努めます。

○適切な運営ができるよう予算措置を行います。

○精神科病院に長期入院中の方や、施設入所中の方の状況を把握し、本人が望む生活を送ることができるよう支援します。

## 第5章 中土佐町第2期障害児福祉計画

### I 基本的な考え方

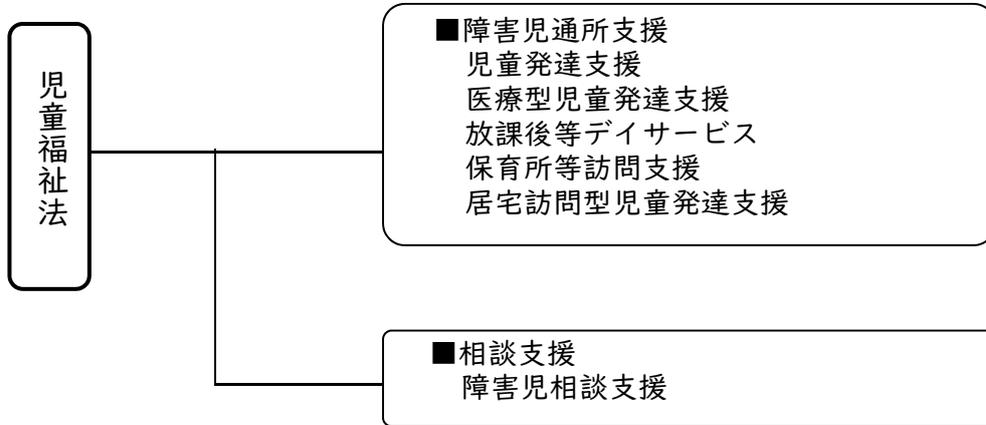
障害の有無に関わらず、人は皆、社会を構成する一員としてお互いに支え合う存在であるという考えのもと、障害のある子どもを笑顔で社会に送り出すために、個々の状態に応じて、学校や各種の障害児福祉サービスを選択できるようにすることが求められます。そのため、県と連携し、障害児福祉サービス提供体制を構築し、適切な療育等のサービスを提供することを目的とします。

#### 【障害児福祉サービスの提供の確保に関する基本的な考え方】

- 児童発達支援センターの設置
- 児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどの体制構築
- 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
- 医療的ケア児支援のための協議の場を設置するとともに医療的ケア児に関するコーディネーターの配置【追加】

## 2 障害児福祉サービス

### ■体系図



### 3 第2期の目標

#### (1) 児童発達支援センター<sup>※1</sup>の設置

##### ■内容

児童発達支援センターとは、地域の障害のある子どもを通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与や集団生活への適応のための訓練を行う施設です。

##### ■第1期の実績

圏域に実施している事業所がなく、個々の状態にあったサービスが身近で受けられる環境がないことが課題です。

令和元年12月から高幡管内の市町の担当者が集まり、高幡管内児童発達支援センター設置に向けた検討会を実施しています。

##### ■第2期の目標

引き続き、高幡管内児童発達支援センター設置に向けた検討会を実施していきます。

項 目	数 値	考 え 方
児童発達支援センターの設置数	1か所	高幡圏域での児童発達支援センター設置に向けた協議の中で検討

##### 国の基本指針

- ・令和5年度末までに、各市町村に少なくとも各1か所設置すること。  
(圏域での設置でも差し支えない。)

○児童発達支援センター<sup>※1</sup>

対象児は障害のある児童（児童福祉法では18歳未満の者を児童という。）。

## (2) 保育所等訪問支援を利用できる体制構築

## ■内容

障害のある子どもが通う保育所等へ出向き、本人や訪問先施設のスタッフに対して集団生活への適応支援を行います。個々の心身の状況や置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導を行うことができます。

## ■第1期の実績

令和元年12月から高幡管内の市町の担当者が集まり、高幡管内児童発達支援センター設置に向けた検討会を実施する中で、保育所等訪問支援についても検討しています。

## ■第2期の目標

引き続き、高幡管内児童発達支援センター設置に向けた検討会を実施していきます。

項目	数値	考え方
保育所等訪問支援の体制 (設置数)	1か所	高幡圏域での児童発達支援センター設置に向けた協議の中で検討

## 国の基本指針

- ・地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

(3) 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービスの確保

■内容

重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複した状態を重度心身障害といい、その状態の児を重症心身障害児といいます。

■第1期の実績

圏域に実施している事業所がなく、身近でサービスを受けられる環境がないことが課題です。高幡管内児童発達支援センター設置に向けた検討会の中でも、今後検討していく必要があります。

■第2期の目標

引き続き、高幡管内児童発達支援センター設置に向けた検討会を実施していきます。

項 目	数 値	考 え 方
重症心身障害児を対象とした児童発達支援事業所の設置数	1か所	高幡圏域で設置
重症心身障害児を対象とした放課後等デイサービス事業所の設置数	1か所	高幡圏域で設置

国の基本指針

- ・令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。(圏域での設置でも差し支えない)

## (4) 医療的ケア児支援の協議の場の設置とともにコーディネーター配置

## ■内容

保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーター配置。

## ■第1期の実績

令和元年度に医療機関等に参加をしてもらい、医療的ケア児の支援会を協議の場として設置しています。令和元年度にコーディネーター養成研修を町保健師1名、指定相談支援事業所相談員1名が受講しており、医療的ケア児の状態や課題に合わせて個別支援が実施できるようコーディネーターの活動内容を検討していくことが今後も必要です。

## ■第2期の目標

保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るため協議の場を今後も活用し医療的ケアが必要な子どもに対し連携して支援ができるよう体制を構築し、コーディネーターを配置します。

項 目	数 値	考 え 方
医療的ケア児支援のための協議の場	1か所	町で1か所設置
医療的ケア児支援のためのコーディネーター配置	1人	町で配置をする

## 国の基本指針

- ・令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本とする。

## 4 障害児福祉サービスの実績と見込み

### (1) 障害児通所支援

#### ■サービス内容

児童発達支援	未就学児に、児童発達支援センターその他の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由のある未就学児に、医療型児童発達支援センター等において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校（幼稚園及び大学を除く。）授業の終了後や休校日に、児童発達支援センターその他の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練や、社会との交流促進等を行います。
保育所等訪問支援	障害児の通う保育所等を訪問し、障害児以外の児童等との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。

### ■第1期障害児福祉計画の実績と課題

圏域内に児童発達支援事業所が少なく、利用実績に繋がっていないと考えられます。放課後等デイサービスは町外の事業所を利用していますが、事業所による送迎が難しい場合は利用しづらいという課題があります。

居宅訪問型児童発達支援は利用を見込んでいましたが、利用に至らず、実績は0となっています。

#### 【障害児通所支援実績値】

項 目		平成30年度 (2018)		令和元年度 (2019)		令和2年度 (2020)	
		実人数 (人/月)	延べ時間 (人日/月)	実人数 (人/月)	延べ時間 (人日/月)	実人数 (人/月)	延べ時間 (人日/月)
児童 発達支援	見込	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	0	0	0
医療型 児童発達支援	見込	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	0	0	0
放課後等 デイサービス	見込	6	60	6	60	6	57
	実績	5	38	4	40	5	33
保育所等 訪問支援	見込	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型 児童発達支援	見込	1	12	0	0	0	0
	実績	0	0	0	0	0	0

※令和2年度の実績数値は、4月～9月の値です。

■第2期サービスの見込量の定め方と方針

放課後等デイサービスは、今後、就学にあたり利用者を見込んでいます。

そのほかのサービスについては、利用対象児なしと見込んでいます。

【障害児通所支援見込】

項 目	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	実人数 (人/月)	延べ時間 (人日/月)	実人数 (人/月)	延べ時間 (人日/月)	実人数 (人/月)	延べ時間 (人日/月)
児童発達支援	0	0	0	0	0	0
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	5	69	5	69	5	69
保育所等訪問支援	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0	0

(確保の方策)

○障害児が、障害特性に応じた支援を、ライフステージを通して総合的・計画的に受け  
ることができる体制づくりに努めます。

## (2) 障害児相談支援

## ■サービス内容

障害児相談支援	障害児通所支援等を申請した障害児に対し、障害児支援利用計画を作成します。また、支給決定後は障害児支援利用計画の見直し（モニタリング）等を行います。
---------	---

## ■第1期障害児福祉計画の実績と課題

就学により、対象者を見込んでいましたが、サービス利用には至っていません。

対象者には障害児通所支援サービス等の情報提供をし、対象者に合った支援の提供が必要です。

## 【相談支援事業実績値】

項 目			平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
障害児相談支援	実人数 (人/月)	見込	1	2	2
		実績	3	2	1

※令和2年度の実績数値は、4月～9月の値です。

## ■第2期サービス見込量の定め方と方針

対象者には障害児通所支援サービス等の情報提供をし、関係機関と連携し、対象者への支援を行います。

## 【相談支援事業見込】

項 目		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
障害児相談支援	実人数 (人/月)	3	3	3

## (確保の方策)

○障害のある子どもやその家族を支援していくため、相談支援事業所や関係機関と連携を取り、相談や支援の充実を図るとともに、事業の周知に努めます。

○障害児支援の中核的な施設となる児童発達支援センターを圏域内に設置することを目指し、圏域での協議を図ります。

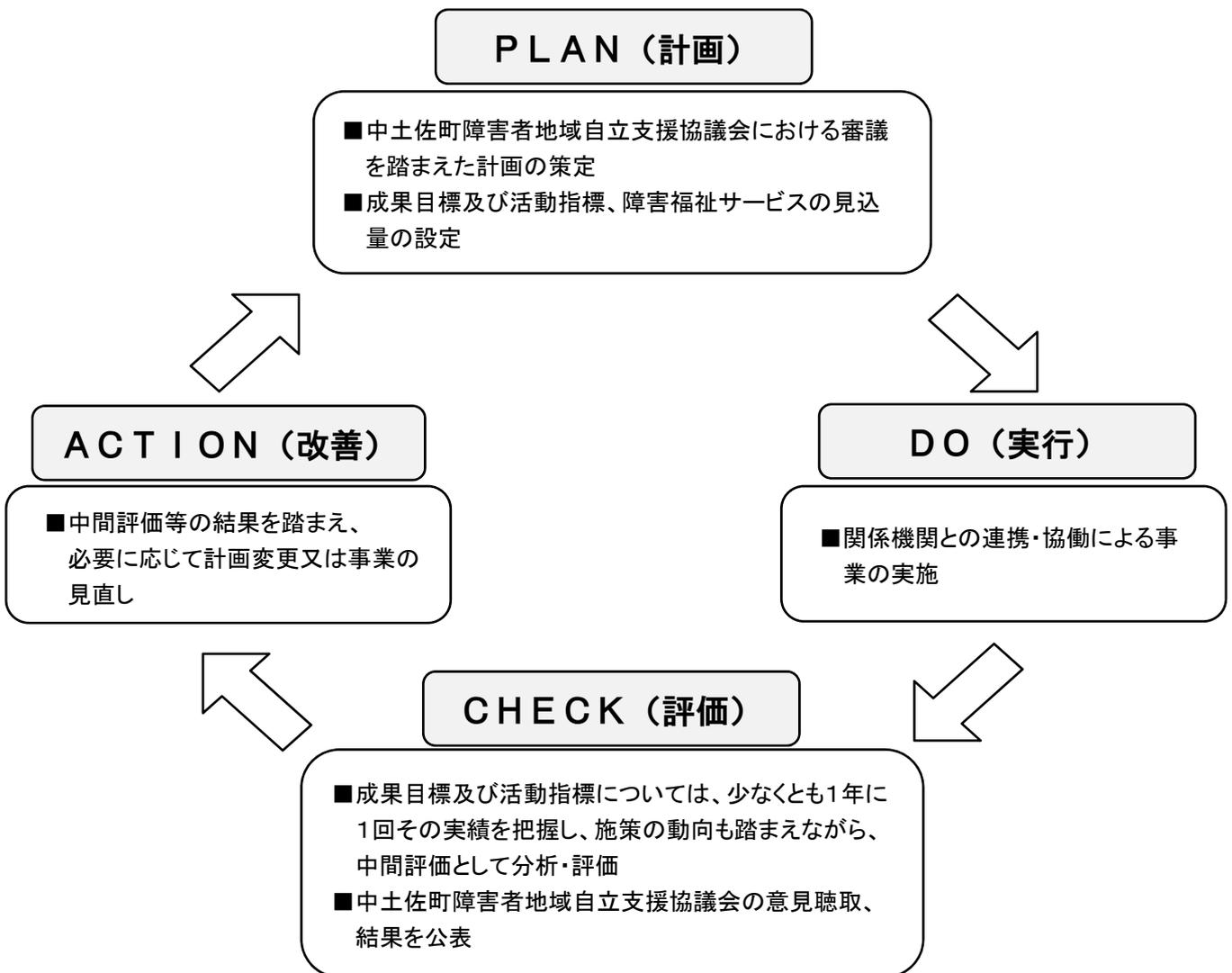
## 第6章 計画の推進

### I 計画の進行管理

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更すること、その他の必要な措置を講ずること（PDCAサイクル）とされています。

計画をより効果的に推進するために、少なくとも年に1回は、成果目標等に関する実績を把握します。また、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更等の措置を講じます。中間評価の際には、中土佐町障害者地域自立支援協議会等の意見を聴くとともに、その結果の公表に努めます。

#### ■PDCAサイクルのプロセスイメージ図



## 2 計画の推進体制

計画の推進については、地域中土佐町障害者自立支援協議会が中核的存在となります。協議会は、福祉・保健・教育・労働関係者が参加する組織で、対象者のニーズに即して相談からサービス提供までを関係者が連携して実施します。

### (1) 計画の周知

本計画については、町の広報誌、ホームページ等を通じて広く一般に周知し、障害のある人やその家族、地域住民、障害者支援にかかわる人々の共通の理解を得ながら計画を推進していきます。

また、国や県の障害者施策の動向を把握し必要な情報提供に努めます。

### (2) 保健・医療・福祉・教育分野における連携

障害のある人の地域生活を支えるため、医療機関、サービス提供事業者、関係各課等の保健・医療・福祉・教育分野の連携を強化し、保健・医療的なケアを含めた総合的なサービスの提供が必要となります。

### (3) 地域との連携

障害のある人に対する各種施策を推進していくためには、地域住民を始め、社会福祉協議会、サービス提供事業者、ボランティア、NPO、事業者、関係機関等との連携し、協働体制づくりを進めていきます。

### (4) 国・県との連携

障害福祉サービスは、ひとつの自治体だけで対応できない施策もあります。国及び県の事業・施策及び各種施設の活用を進め、県の関係機関との連携を図りながら本計画を推進していきます。

資料編

# Ⅰ 高幡圏域におけるサービス基盤整備計画

## 高 幡 圏 域

須 崎 市 四 万 十 町  
 檮 原 町 津 野 町  
 中 土 佐 町



### ◆ 圏域内の障害のある人の状況（R2.3.31 現在）

	人 数	うち、65歳以上	
		率	率
圏域内の人口	51,578		43.7%
身体障害者手帳交付者数	3,986	7.73%	83.9%
療育手帳交付者数	534	1.04%	18.7%
精神障害者 保健福祉手帳交付者数	376	0.73%	32.4%
（参考）自立支援医療（精神通院）受給者証交付件数 848人			

※ 人口は、R2.3.1 現在（高知県人口推計調査より）

## Ⅰ 現 状 等

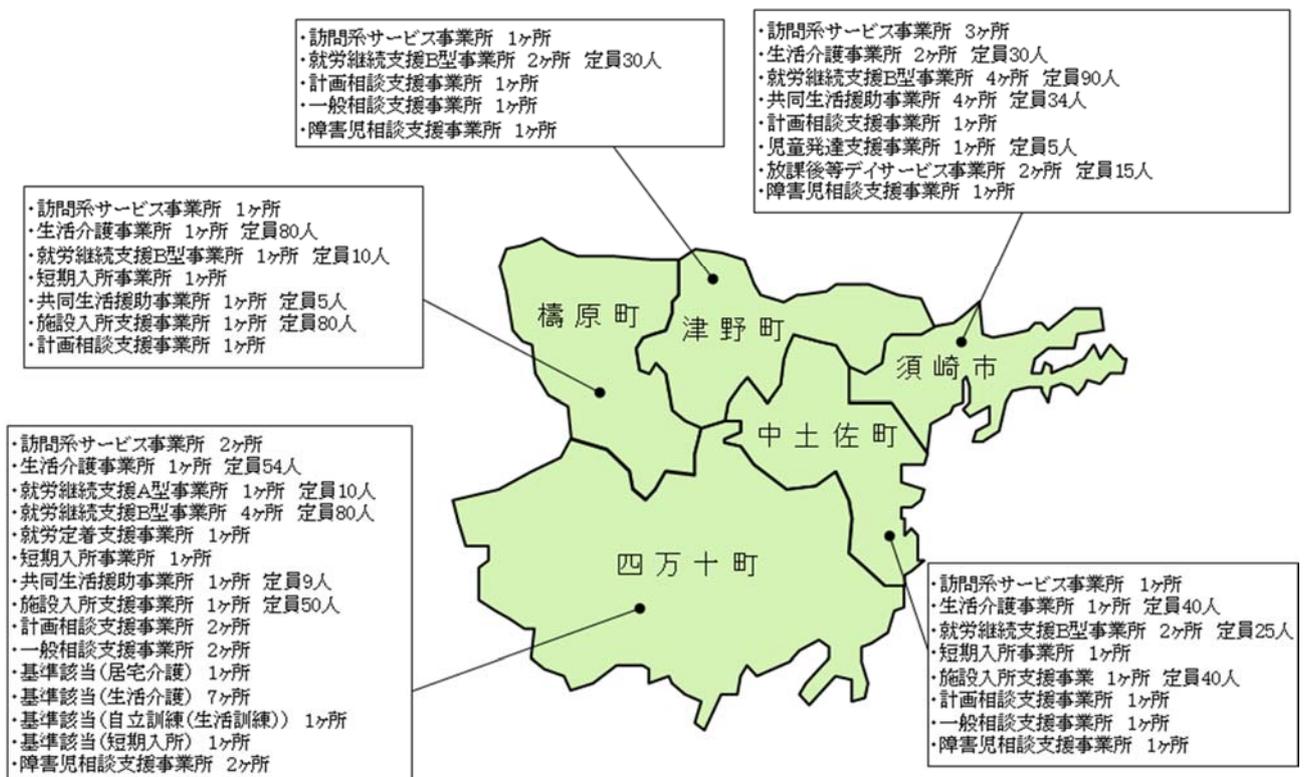
### （Ⅰ） 圏域の現状と課題

- 当圏域は、他の圏域と比べて障害福祉に関わる事業所がまだ少ない状況です。地域によっては、サービスを確保するために、他の市町や他の圏域の事業所も利用しているところです。また、移動手段も限られるため、身近なところでサービスが受けられるよう、新たな事業所の整備が必要ですが、人材の確保が困難等の理由により、新たな事業所の立ち上げが難しく、前回計画策定時から整備はあまり進んでいません。
- 指定相談支援については、すべての市町に開設されていますが、事業所数や相談支援専門員の数、相談支援を希望する方と比べるとまだ十分とはいえない状況です。また、一般相談支援事業所（地域移行支援・地域定着支援）のない市町もあります。
- 就労移行支援事業者が圏域になく、受け入れ企業も少ない状況です。今後も圏域で就労を希望する人への支援として、他の圏域の事業者や障害者就業・生活支援センターと連携した就労支援体制の整備が求められています。

- グループホームについては、他の圏域に比べると整備が進んでいません。入所施設や病院から在宅生活等での生活を希望する人が円滑に移行するためには、グループホームや在宅支援の整備は欠かせないため、事業者をはじめ関係機関と連携を図りながら、必要数を確保していく必要があります。
- 当圏域は、放課後等デイサービスが1市に2カ所しかなく、他4町にはサービス提供事業者がないため、他の圏域の事業所も利用している状況です。  
また、移動距離もあるため、身近なところでの事業所整備等を進めていく必要があります。
- 障害児相談支援については、事業所がない町があり、身近なところでの相談支援体制の整備が必要です。
- 障害児支援について、就学前と就学後のターニングポイントでの情報提供・共有等が難しいという市町が多く、情報共有、連携支援のための体制整備が必要です。

(2) 圏域内の指定障害福祉サービス等の提供基盤の状況

【 令和2年7月31日現在 】



## (3) 圏域内の在宅生活等への移行等の目標

## ① 福祉施設入所者の在宅生活等への移行

項目	目標値	備考
在宅生活等への移行者数	2人	第5期計画の目標値：8人 令和2年7月末時点の実績：0人
令和5年度末入所者数	162人	第5期計画の目標値：157人 令和元年度末時点の実績：154人

## ② 福祉施設利用者の一般就労への移行

項目	目標値	備考
令和5年度における福祉施設から一般就労へ移行する人の数	11人	第5期計画の目標値：9人 令和元年度の実績：8人
令和5年度における就労移行支援事業を利用して福祉施設から一般就労へ移行する人の数	2人	令和元年度の実績：1人
令和5年度における就労継続支援A型事業を利用して福祉施設から一般就労へ移行する人の数	2人	令和元年度の実績：2人
令和5年度における就労継続支援B型事業を利用して福祉施設から一般就労へ移行する人の数	7人	令和元年度の実績：5人
令和5年度における就労移行支援事業等を利用して福祉施設から一般就労へ移行する人で就労定着支援事業を利用する人の数	3人	

## (4) 圏域内市町村の障害福祉サービスの見込量等

## ① 訪問系サービス

サービス種別	利用実績			利用見込		
	30年度 (31年3月)	R1年度 (R2年3月)	R2年度 (R2年7月)	3年度 見込量	4年度 見込量	5年度 見込量
居宅介護、重度訪問介護、行動介護、同行援護	633 時間/月	744 時間/月	713 時間/月	1,008 時間/月	1,020 時間/月	1,019 時間/月
	44人	53人	49人	59人	61人	61人

※ 利用実績は、各年度欄に括弧で記載する月の利用実績

## ② 日中活動系サービス

サービス種別	利用実績			利用見込		
	30年度 (31年3月)	R1年度 (R2年3月)	R2年度 (R2年7月)	3年度 見込量	4年度 見込量	5年度 見込量
生活介護	3,817 人日/月	4,141 人日/月	4,098 人日/月	4,397 人日/月	4,382 人日/月	4,478 人日/月
	208人	217人	216人	223人	225人	231人
自立訓練 (機能訓練)	22 人日/月	23 人日/月	34 人日/月	45 人日/月	11 人日/月	23 人日/月
	1人	1人	2人	3人	1人	1人
自立訓練 (生活訓練)	12 人日/月	34 人日/月	46 人日/月	90 人日/月	44 人日/月	23 人日/月
	1人	2人	2人	4人	2人	1人
就労移行支援	93 人日/月	44 人日/月	65 人日/月	66 人日/月	88 人日/月	112 人日/月
	5人	3人	3人	3人	4人	5人
就労継続支援 (A型)	399 人日/月	300 人日/月	315 人日/月	321 人日/月	321 人日/月	323 人日/月
	19人	14人	15人	15人	15人	15人
就労継続支援 (B型)	4,228 人日/月	4,199 人日/月	4,499 人日/月	5,303 人日/月	5,418 人日/月	5,422 人日/月
	253人	245人	256人	292人	298人	301人
就労定着支援	1人	2人	2人	2人	3人	3人

サービス種別	利用実績			利用見込		
	30年度 (31年3月)	R1年度 (R2年3月)	R2年度 (R2年7月)	3年度 見込量	4年度 見込量	5年度 見込量
療養介護	18人	16人	17人	17人	17人	17人
短期入所	180 人日/月	168 人日/月	173 人日/月	205 人日/月	209 人日/月	214 人日/月
	24人	19人	23人	28人	29人	30人

※ 利用実績は、各年度欄に括弧で記載する月の利用実績

### ③ 居住系サービス

サービス種別	利用実績			利用見込		
	30年度 (31年3月)	R1年度 (R2年3月)	R2年度 (R2年7月)	3年度 見込量	4年度 見込量	5年度 見込量
自立生活援助	－人	－人	－人	3人	1人	－人
共同生活援助	112人	109人	108人	116人	116人	117人
施設入所支援	155人	157人	157人	161人	161人	164人

※ 利用実績は、各年度欄に括弧で記載する月の利用実績

### ④ 指定相談支援サービス

サービス種別	利用実績			利用見込		
	30年度 (31年3月)	R1年度 (R2年3月)	R2年度 (R2年7月)	3年度 見込量	4年度 見込量	5年度 見込量
計画相談支援	147人/月	141人/月	135人/月	158 人/月	164 人/月	167 人/月
地域移行支援	－人/月	1人/月	1人/月	4人/月	3人/月	2人/月
地域定着支援	－人/月	－人/月	－人/月	1人/月	1人/月	1人/月

※ 利用実績は、各年度欄に括弧で記載する月の利用実績

## ⑤ 障害児通所支援等

サービス種別	利用実績			利用見込		
	30年度 (31年3月)	R1年度 (R2年3月)	R2年度 (R2年7月)	3年度 見込量	4年度 見込量	5年度 見込量
児童発達支援	25 人日/月	28 人日/月	64 人日/月	90 人日/月	59 人日/月	26 人日/月
	12人	8人	10人	14人	12人	8人
医療型 児童発達支援	1 人日/月	— 人日/月	— 人日/月	1 人日/月	2 人日/月	2 人日/月
	1人	—人	—人	1人	2人	2人
放課後等 デイサービス	333 人日/月	326 人日/月	410 人日/月	541 人日/月	546 人日/月	541 人日/月
	28人	30人	33人	39人	39人	49人
保育所等 訪問支援	1 人日/月	— 人日/月	3 人日/月	4 人日/月	4 人日/月	5 人日/月
	1人	—人	3人	4人	4人	5人
居宅訪問型 児童発達支援	— 人日/月	— 人日/月	— 人日/月	— 人日/月	— 人日/月	— 人日/月
	—人	—人	—人	—人	—人	—人
障害児相談支援	13人	19人	16人	18人	18人	19人

※ 利用実績は、各年度欄に括弧で記載する月の利用実績

## 2 必要なサービスの供給体制の整備

## (1) 日中活動系サービス

サービス種別	圏域内定員 (R2年7月末現在)	項目	3年度	4年度	5年度
生活介護	204人	圏域内事業所利用見込者数	262人	269人	277人
		新たに利用が見込まれる数	58人	7人	8人
		整備が必要と見込まれる事業所数	3ヶ所	—	1ヶ所

サービス種別	圏域内定員 (R2年7月末現在)	項目	3年度	4年度	5年度
自立訓練 (機能訓練)	—	圏域内事業所利用見込者数	—	—	—
		新たに利用が見込まれる数	(3人)	(1人)	(1人)
		整備が必要と見込まれる事業所数	(1ヶ所)	—	—
自立訓練 (生活訓練)	—	圏域内事業所利用見込者数	—	—	—
		新たに利用が見込まれる数	(1人)	(1人)	—
		整備が必要と見込まれる事業所数	—	—	—
就労移行支援	—	圏域内事業所利用見込者数	—	—	—
		新たに利用が見込まれる数	(1人)	(2人)	(3人)
		整備が必要と見込まれる事業所数	1ヶ所	—	—
就労継続支援 (A型)	10人	圏域内事業所利用見込者数	3人	3人	4人
		新たに利用が見込まれる数	—	—	—
		整備が必要と見込まれる事業所数	—	—	—
就労継続支援 (B型)	235人	圏域内事業所利用見込者数	272人	279人	282人
		新たに利用が見込まれる数	37人	7人	3人
		整備が必要と見込まれる事業所数	1ヶ所	1ヶ所	—

※「新たに利用が見込まれる数」の( )は、圏域内市町村のサービス利用見込者数

サービス種別	圏域内定員 (R2年7月末現在)	項目	3年度	4年度	5年度
短期入所	3ヶ所	圏域内事業所利用見込者数	23人	24人	24人
		新たに利用が見込まれる数	(23人)	(24人)	(24人)

※「新たに利用が見込まれる数」の( )は、「圏域内事業所利用見込者数」が見込まれる場合には、その見込者数を、見込みがない場合には、圏域内市町村のサービス利用見込者数

## (2) 居住系サービス

サービス種別	圏域内定員 (R2年7月末現在)	項目	3年度	4年度	5年度
共同生活援助	48人	圏域内事業所利用見込者数	42人	41人	42人
		新たに利用が見込まれる数	-	-	-
		整備が必要と見込まれる事業所数	-	-	-

## (3) 障害児通所支援等

サービス種別	圏域内定員 (R2年7月末現在)	項目	3年度	4年度	5年度
児童発達支援	5人	圏域内事業所利用見込者数(A)	6人	6人	5人
		1日あたりの利用見込者数 (月6回利用) $A \times 6/22$ 日	2人	2人	1人
		新たに利用が見込まれる数	-	-	-
		整備が必要と見込まれる事業所数	1ヶ所	-	-
放課後等 デイサービス	15人	圏域内事業所利用見込者数(A)	45人	45人	56人
		1日あたりの利用見込者数 (週3回利用) $A \times 3/5$ 日	27人	27人	34人
		新たに利用が見込まれる数	12人	-	7人
		整備が必要と見込まれる事業所数	2ヶ所	-	-

## 3 今後の取組み

## (1) サービス提供体制の充実

- 在宅で生活する障害のある人の日常生活を支えるため、関係事業者と連携を図るとともに、介護保険施設・事業所の基準該当事業所としての利用や他分野等と連携、あったかふれあいセンターの利用を推進します。また、地域独自の移動手段と合わせて身近な事業所が利用できる在宅サービスの充実やサービス体制の整備を支援します。

## (2) 住まいの場の確保

- グループホームについては、今後も利用見込みが増加していくことから、事業者をはじめ関係機関と連携しながら、必要数の確保に向けて取り組んでいきます。

### (3) 地域における支援体制の充実

- 必要に応じて、各市町の地域自立支援協議会に専門部会の設置を促したり、広域検討の協議の場を確保するように取り組みます。また、地域自立支援協議会の運営についても活性化に向けた支援を行います。
  
- 指定相談支援事業所については、事業所数や相談支援専門員の数が増えるように、また、一般相談支援事業所（地域移行支援・地域定着支援）の体制整備を支援していきます。
  
- 地域生活支援拠点等の体制整備については、各市町が利用者のニーズや利用量等を把握して、事業所、医療機関等と連携を図りながら、サービスの提供体制や在宅支援の方法を含め、整備が進むよう支援を行います。また、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（精神科病院に入院中の精神障害者の退院支援）についても、地域移行支援・地域定着支援とも合わせながら、各市町で構築できるよう整備支援を行います。
  
- 就労支援については、市町や関係機関と連携して、情報共有を行いながら、障害のある方が就労しやすい環境整備のための支援を行っていきます。また、企業等に対し、障害者雇用の理解促進に取り組むとともに、各種助成制度の活用を紹介して、一般就労や職場定着を促していきます。
  
- 障害児相談支援については、身近なところで相談支援が受けられるよう、市町と事業所が連携を図りながら、相談支援の体制整備を支援していきます。
  
- 医療的ケア児の支援については、各市町が協議の場を設置し、事業所や医療機関などと連携を図るとともに、安心して在宅生活を送れるような体制の整備を支援していきます。
  
- 障害のある方が、居住地の市町の資源不足等により、他の市町や他圏域の事業所を利用する場合のサービスや移動手段の確保について、各市町と協議をしていきます。
  
- 障害児支援について、就学前と就学後のターニングポイントでの情報提供、共有等ができるよう、市町や関係機関の連携体制の構築を支援していきます。また、学校が休校になったり、事業所が休業等になった場合の障害児の受入先確保について、実施主体である市町や関係機関と協議を行なっていきます。

## 2 中土佐町保健福祉に関する諸計画策定のための委員会設置条例

平成18年6月21日

条例第208号

改正 平成30年3月26日条例第8号

(設置)

第1条 中土佐町における保健福祉に関する諸計画を策定するため、次に掲げる委員会を置く。

- (1) 地域福祉計画策定委員会
- (2) 障害者計画及び障害福祉計画等策定委員会
- (3) 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会
- (4) 健康増進計画策定委員会

(委員会の任務)

第2条 前条各号に掲げる委員会(以下「各委員会」という。)は、町長の諮問に応じ、次の各号に掲げる区分により、当該各号に掲げる特定の分野に関する計画の策定に関し、必要な事項を調査、審議し、町長に答申する。

- (1) 地域福祉計画策定委員会 地域福祉計画
- (2) 障害者計画及び障害福祉計画等策定委員会 障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画
- (3) 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画
- (4) 健康増進計画策定委員会 健康増進計画

(組織)

第3条 各委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公共的団体等の代表者
- (3) 関係行政機関の代表者又は職員
- (4) 前各号に掲げる者のほか、町長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する町長の諮問に係る答申をしたときをもって終了する。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初に開かれる委員会は、町長が招集する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 3 中土佐町障害福祉計画等策定委員会委員名簿

所属及び役職	氏名	備考
須崎公共職業安定所 所長	西村 利昭	
須崎福祉保健所 所長	松本 忠史	
中土佐町社会福祉協議会 会長	坂井 貞嗣	
中土佐町民生委員児童委員協議会 会長	山本 新一	
障害者支援施設 せせらぎ園 施設長	正岡 淳一	
障害者支援施設 せせらぎ園 施設長補佐	古谷 学	
中土佐町身体障害者相談員	南 絹江	
中土佐町商工会 青年部長	黒原 一人	
中土佐町障害者協議会 副会長	森野 亀清	
一陽病院 相談室長	小野川 宏美	
中土佐町知的障害者相談員	吉岡 康雄	
住民代表	岡村 千賀	
中土佐町社会福祉協議会 地域福祉課 課長	窪田 忍	
中土佐町社会福祉協議会 障害福祉課 課長	槌田 由美	
中土佐町教育委員会 次長	今橋 順子	
中土佐町総務課 課長	平田 政人	

任期：第1回策定委員会開催日～本計画の答申を終えるまで（順不同・敬称略）

## 4 計画策定の経緯

実施時期	内 容
令和2年10月	第1回 計画策定委員会
令和2年11月	中土佐町障害者地域自立支援協議会（全体会）で意見聴取
令和2年12月	第2回 計画策定委員会
令和3年1月	パブリックコメント実施
令和3年2月	第3回 計画策定委員会
令和3年3月	策定

---

令和3年3月

発行：中土佐町

編集：中土佐町健康福祉課

〒789-1301 高知県高岡郡中土佐町久礼 6663-1

TEL：0889-52-2662

FAX：0889-52-2432

<https://www.town.nakatosa.lg.jp>

---